

有価証券報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(501037)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態及び経営成績の分析】	28
第3 【設備の状況】	30
1 【設備投資等の概要】	30
2 【主要な設備の状況】	30
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
(1) 【株式の総数等】	32
【株式の総数】	32
【発行済株式】	32
(2) 【新株予約権等の状況】	32
(3) 【ライツプランの内容】	36
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	37
(5) 【所有者別状況】	38
(6) 【大株主の状況】	38
(7) 【議決権の状況】	39
【発行済株式】	39
【自己株式等】	39
(8) 【ストックオプション制度の内容】	40
2 【自己株式の取得等の状況】	45

【株式の種類等】	45
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	45
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	45
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	45
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	45
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	46
(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	51
第5 【経理の状況】	54
1 【連結財務諸表等】	55
(1) 【連結財務諸表】	55
【連結貸借対照表】	55
【連結損益計算書】	58
【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】	59
【連結キャッシュ・フロー計算書】	61
【事業の種類別セグメント情報】	85
【所在地別セグメント情報】	85
【国際業務経常収益】	85
【関連当事者との取引】	86
【連結附属明細表】	88
【社債明細表】	88
【借入金等明細表】	88
(2) 【その他】	88
2 【財務諸表等】	89
(1) 【財務諸表】	89
【貸借対照表】	89
【損益計算書】	92
【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】	94
【附属明細表】	104
【有形固定資産等明細表】	104
【引当金明細表】	104
(2) 【主な資産及び負債の内容】	105
(3) 【その他】	105
第6 【提出会社の株式事務の概要】	106
第7 【提出会社の参考情報】	107
1 【提出会社の親会社等の情報】	107

2 【その他の参考情報】	107
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	108
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第146期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	（045）225 - 1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	（03）3272 - 4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 高橋 和博
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	285,432	253,274	260,599	246,043	260,784
連結経常利益	百万円	27,156	79,918	96,482	102,769	108,810
連結当期純利益	百万円	16,896	47,445	57,706	60,852	66,289
連結純資産額	百万円	457,225	554,926	596,886	680,342	761,677
連結総資産額	百万円	10,672,796	10,660,252	10,690,128	10,802,190	11,402,180
1株当たり純資産額	円	312.72	393.00	422.95	484.27	514.61
1株当たり当期純利益	円	13.64	40.49	42.22	43.18	47.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	11.57	32.71	39.64	43.08	47.28
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.32	10.66	10.95	11.00	11.19
連結自己資本利益率	%	4.38	11.34	10.97	9.52	9.49
連結株価収益率	倍	27.12	15.11	15.49	22.32	18.54
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	42,979	127,085	258,759	329,590	286,041
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	617,079	243,690	147,572	55,675	270,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	17,411	47,101	114,290	13,547	67,163
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	477,551	547,011	543,900	256,402	204,697
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,815 〔4,261〕	3,685 〔4,052〕	3,696 〔3,959〕	3,745 〔3,969〕	4,015 〔4,014〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 連結自己資本利益率は、下記算式により算出しております。

連結当期純利益 - 優先株式配当金総額

$$\frac{\text{連結当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首連結純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末連結純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出しております。また、連結純資産額に含まれる少数株主持分は連結純資産額から控除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月		平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
経常収益	百万円	238,263	247,415	253,791	240,192	255,361
経常利益	百万円	25,320	78,697	96,218	101,166	106,861
当期純利益	百万円	15,171	47,409	57,536	60,255	65,800
資本金	百万円	184,803	188,223	214,862	215,179	215,481
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	普通株式 1,405,303	普通株式 1,392,506
純資産額	百万円	451,881	556,231	597,875	680,544	716,152
総資産額	百万円	10,535,608	10,509,372	10,483,610	10,536,209	11,079,951
預金残高	百万円	9,374,396	9,154,307	9,286,512	9,435,603	9,827,028
貸出金残高	百万円	7,902,054	7,948,935	7,792,435	8,124,729	8,114,450
有価証券残高	百万円	1,486,036	1,294,971	1,431,209	1,362,042	1,668,026
1株当たり純資産額	円	309.22	394.13	423.65	484.41	514.37
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46 (普通株式 - 第一回優先株式 - 第二回優先株式 -)	普通株式 8.50 第一回優先株式 - (普通株式 - 第一回優先株式 -)	普通株式 9.00 (普通株式 -)	普通株式 10.00 (普通株式 3.50)
1株当たり当期純利益	円	12.13	40.46	42.09	42.75	47.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	10.38	32.69	39.52	42.66	46.93
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.22	10.61	10.91	10.94	11.08
自己資本利益率	%	3.94	11.39	10.91	9.42	9.42
株価収益率	倍	30.50	15.12	15.53	22.54	18.67
配当性向	%	41.19	12.53	20.84	20.98	21.19
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,076 〔 449 〕	2,864 〔 417 〕	2,832 〔 389 〕	2,905 〔 355 〕	3,454 〔 367 〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第146期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第146期(平成19年3月)中間配当についての取締役会決議は平成18年11月20日に行いました。

4. 第144期(平成17年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

5. 第145期(平成18年3月)の1株当たり配当額のうち2.00円は特別配当であります。

6. 第146期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち3.00円は特別配当であります。

7. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

8. 単体自己資本比率は、第146期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、第145期(平成18年3月)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

9. 自己資本利益率は、下記算式により算出しております。

$$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首純資産額} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産額} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

なお、発行済優先株式数は自己株式数を控除して算出しております。

10. 配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除して算出しております。

2【沿革】

大正 9 年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正 9 年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和 2 年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和 3 年 4 月	株式会社第二銀行（前身は明治 7 年設立の横浜第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内 6 行（株式会社鎌倉銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行、株式会社相模銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社明和銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年 1 月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年 9 月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第 1 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 1 月	第 2 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 9 月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年 4 月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年 5 月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年 6 月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年 1 月	第 3 次オンラインシステム稼働開始。
平成 5 年 7 月	現本店竣工。
平成 9 年 4 月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年 3 月	第一回優先株式700億円、第二回優先株式300億円を発行。
平成11年 4 月	執行役員制度を導入。
平成13年 4 月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年 4 月	中期経営計画「バリューアップ」スタート。
平成15年 6 月	浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社へ譲渡。
平成16年 7 月	第一回優先株式700億円のうち550億円を普通株式転換後市中売却。
平成16年 7 月	第二回優先株式300億円を買入消却。
平成16年 7 月	経営諮問会議を新設。
平成16年 8 月	第一回優先株式700億円の残り150億円を買入（平成17年 5 月消却）。
平成17年 4 月	中期経営計画「Go Forward!」スタート。
平成17年 6 月	証券仲介業務開始。
平成18年 3 月	株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間でシステム共同利用に関する基本契約締結。
平成18年 3 月	海外特別目的会社Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedにて優先出資証券400億円を発行。 （平成19年 3 月末現在、国内本支店190、出張所 8、海外駐在員事務所 4）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、子会社15社及び関連会社1社で構成され、銀行業務を中心に、保証業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引及び為替取引

債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務

信託業務

前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保付社債信託法、社債等の振替に関する法律、その他の法律により銀行が営むことのできる業務

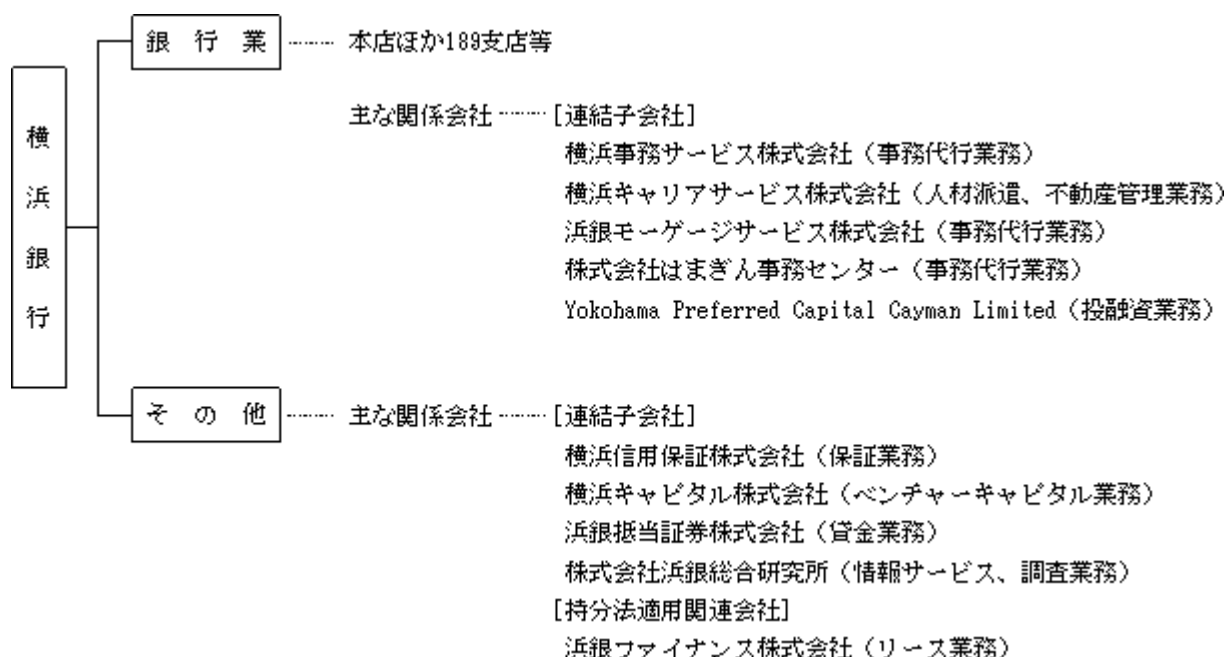
その他前各号に付帯又は関連する事項

（注） 上記の業務中「 信託業務」については現在営んでおりません。

〔その他〕

子会社において、保証業務、ベンチャーキャピタル業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合（％）	当行との関係内容				
					役員の兼任等（人）	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
（連結子会社）									
横浜事務サービス株式会社	横浜市港北区	百万円 20	事務代行業	100	3	-	預金取引	-	-
横浜キャリアサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	人材派遣、不動産管理業	100	4	-	預金取引	-	-
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区	百万円 30	事務代行業	100	2	-	預金取引	-	-
浜銀総合管理株式会社	横浜市西区	百万円 350	担保不動産競落業	100	3	-	預金取引	当行より建物の賃借	-
株式会社はまぎん事務センター	横浜市港北区	百万円 30	事務代行業	100	4	-	預金取引	-	-
横浜信用保証株式会社	横浜市西区	百万円 50	保証業	40	4	-	預金取引 保証取引	当行より建物の賃借	-
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区	百万円 300	ベンチャーキャピタル業	(30) 65	3	-	金銭貸借預金取引	当行より建物の賃借	-
浜銀抵当証券株式会社	横浜市西区	百万円 100	貸金業	(95) 100	3	-	金銭貸借預金取引	当行より建物の賃借	-
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区	百万円 100	情報サービス、調査業	(60) 95	(1) 3	-	預金取引	当行より建物の賃借	-
Yokohama Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島グランドケイマン	百万円 41,000	投融資業	100	2	-	金銭貸借預金取引	-	-
（持分法適用関連会社）									
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区	百万円 200	リース業	(20) 40	2	-	金銭貸借預金取引 リース取引	当行より建物の賃借	-

- （注）１．上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのはYokohama Preferred Capital Cayman Limitedであります。
- ２．上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
- ３．「議決権の所有割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）であります。
- ４．「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

5【従業員の状況】

（１）連結会社における従業員数

平成19年３月31日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数（人）	3,892 〔3,975〕	123 〔40〕	4,015 〔4,014〕

- （注）１．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,084人を含んでおりません。
- ２．臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

（２）当行の従業員数

平成19年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
3,454 〔367〕	37.0	14.3	6,881

- （注）１．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員372人を含んでおりません。
- なお、取締役を兼任しない執行役員９名を含んでおります。
- ２．当事業年度における従業員数の増加は、主として連結子会社である株式会社はまぎん事務センターからの派遣社員が平成18年10月１日付けで当行に転籍したことによるものであります。
- ３．臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
- ４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- ５．当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,347人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、景気は企業部門を中心に引き続き緩やかな回復軌道をたどりまし
た。すなわち、米国景気の減速にもかかわらず、総じてみれば堅調な海外経済のもとで、輸出が増加基調で推移しま
した。また、潤沢なキャッシュ・フローなどを背景に、設備投資も増勢を維持しました。この間、企業部門の堅調さ
は雇用者の増加などを通じて家計部門にも緩やかに波及しました。個人消費は夏場の長雨やガソリン価格の高騰など
から一時弱含みましたが、家計所得の着実な改善が続くなかで、総じて底堅い動きを示しました。

神奈川県経済につきましても、全国と同様、緩やかな景気回復が続きました。輸出が増加基調で推移するととも
に、企業収益の増加や自治体の企業誘致策などを背景に設備投資が増勢を維持し、また雇用・所得情勢の改善を受け
て、個人消費も総じて底堅く推移しました。

金融面では、日本銀行が平成18年7月にゼロ金利政策を解除し、さらに平成19年2月には追加利上げに踏み切った
ことを受けて、短期金利は水準を切り上げました。一方、長期金利は、日本のゼロ金利解除観測や米国の長期金利上
昇などを背景に、年度前半に一時水準を切り上げる場面もありました。ただ、日本銀行の利上げテンポが緩やかとの
見方から、長期金利は9月末にかけて水準を切り下げ、その後は概ね横ばい圏内での推移となりました。

このような金融経済環境のもと、「お客さまから強く支持され、進化を続けるベスト・リージョナルバンク」の実
現を目指し、当行の強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、経営体質の強化と業績伸展に
努めました。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めた結果、低い金利水準が継続するなかで、当連結会計年度中に
3,890億円増加し、当連結会計年度末残高は9兆7,973億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中
に766億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆973億円となりました。

貸出金は、個人並びに中小企業を中心に取引拡大に努めましたが、公的向け貸出が大きく減少した結果、当連結会
計年度中に103億円減少し、当連結会計年度末残高は8兆1,150億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に3,068億円増加し、当連結会計年度末残高は1兆6,702億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に6,000億円増加し、当連結会計年度末残高は11兆4,021億円となりました。

損益につきましては、貸出金利息を中心に資金運用収益が大幅に増加したことや、株式等売却益が大幅に増加した
ことなどから、経常収益は前連結会計年度に比べ147億4千1百万円増加し、2,607億8千4百万円となりました。一
方、経常費用は、預金利息を中心に資金調達費用が大幅に増加したことなどから、前連結会計年度に比べ86億9千9
百万円増加し、1,519億7千3百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ60億4千1百万円増加し、1,088億1千万円、
当期純利益が前連結会計年度に比べ54億3千7百万円増加し、662億8千9百万円となりました。

また、当連結会計年度末の国内基準による自己資本比率は、11.19%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している当行及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を
含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の大幅増加などにより2,860億4千1百万円の収入（前
連結会計年度は3,295億9千万円の支出）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得などにより2,705億9千2百万円の支出（前
連結会計年度は556億7千5百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後債の償還や劣後ローンの返済などにより671億6千3百
万円の支出（前連結会計年度は135億4千7百万円の支出）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ517億5百万円減少
し、2,046億9千7百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比 6 億10百万円増加して1,670億69百万円、役務取引等収支は、前連結会計年度比 6 億15百万円減少して431億10百万円、特定取引収支は、前連結会計年度比 4 億62百万円増加して 8 億47百万円、その他業務収支は、前連結会計年度比42億51百万円増加して97億98百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	166,448	10	-	166,459
	当連結会計年度	165,856	1,213	-	167,069
うち資金運用収益	前連結会計年度	173,323	16	14	173,324
	当連結会計年度	184,117	1,213	1,213	184,117
うち資金調達費用	前連結会計年度	6,874	6	14	6,865
	当連結会計年度	18,260	-	1,213	17,047
役務取引等収支	前連結会計年度	43,728	-	2	43,725
	当連結会計年度	43,114	4	-	43,110
うち役務取引等収益	前連結会計年度	51,392	7	2	51,398
	当連結会計年度	51,793	0	-	51,793
うち役務取引等費用	前連結会計年度	7,664	7	-	7,672
	当連結会計年度	8,679	4	-	8,683
特定取引収支	前連結会計年度	385	-	-	385
	当連結会計年度	847	-	-	847
うち特定取引収益	前連結会計年度	385	-	-	385
	当連結会計年度	884	-	-	884
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	36	-	-	36
その他業務収支	前連結会計年度	5,547	-	-	5,547
	当連結会計年度	9,798	-	-	9,798
うちその他業務収益	前連結会計年度	15,257	-	-	15,257
	当連結会計年度	12,487	-	-	12,487
うちその他業務費用	前連結会計年度	9,709	-	-	9,709
	当連結会計年度	2,689	-	-	2,689

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に前連結会計年度比4,943億73百万円増加して10兆228億7百万円となりました。受取利息は前連結会計年度比107億93百万円増加して1,841億17百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.02%上昇して1.83%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、預金を中心に前連結会計年度比3,636億27百万円増加して9兆7,073億24百万円となりました。支払利息は前連結会計年度比101億82百万円増加して170億47百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.10%上昇して0.17%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	9,528,685	173,323	1.81
	当連結会計年度	10,023,807	184,117	1.83
うち貸出金	前連結会計年度	7,881,879	151,046	1.91
	当連結会計年度	8,207,022	160,238	1.95
うち有価証券	前連結会計年度	1,198,291	16,024	1.33
	当連結会計年度	1,288,919	14,464	1.12
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	134,006	712	0.53
	当連結会計年度	76,051	1,730	2.27
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	756	0	0.00
	当連結会計年度	1,546	1	0.11
うち預け金	前連結会計年度	37,183	752	2.02
	当連結会計年度	110,968	2,022	1.82
資金調達勘定	前連結会計年度	9,353,948	6,874	0.07
	当連結会計年度	9,748,325	18,260	0.18
うち預金	前連結会計年度	9,049,492	4,220	0.04
	当連結会計年度	9,330,582	12,039	0.12
うち譲渡性預金	前連結会計年度	117,300	21	0.01
	当連結会計年度	108,189	186	0.17
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	81,559	25	0.03
	当連結会計年度	205,688	586	0.28
うち売現先勘定	前連結会計年度	671	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	34,000	637	1.87
	当連結会計年度	56,618	1,479	2.61

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	11,000	16	0.15
	当連結会計年度	41,001	1,213	2.95
うち貸出金	前連結会計年度	11,000	16	0.15
	当連結会計年度	41,000	1,213	2.96
うち有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	0	-	-
	当連結会計年度	1	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	750	6	0.90
	当連結会計年度	-	-	-
うち預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

（注）１．海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （ ）	合計	小計	相殺消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	9,539,685	11,251	9,528,434	173,339	14	173,324	1.81
	当連結会計年度	10,064,808	42,001	10,022,807	185,330	1,213	184,117	1.83
うち貸出金	前連結会計年度	7,892,879	11,000	7,881,879	151,063	14	151,048	1.91
	当連結会計年度	8,248,022	41,000	8,207,022	161,451	1,213	160,238	1.95
うち有価証券	前連結会計年度	1,198,291	251	1,198,040	16,024	-	16,024	1.33
	当連結会計年度	1,288,919	1,000	1,287,919	14,464	-	14,464	1.12
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	134,006	-	134,006	712	-	712	0.53
	当連結会計年度	76,051	-	76,051	1,730	-	1,730	2.27
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	756	-	756	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	1,546	-	1,546	1	-	1	0.11
うち預け金	前連結会計年度	37,183	-	37,183	752	-	752	2.02
	当連結会計年度	110,969	1	110,968	2,022	-	2,022	1.82
資金調達勘定	前連結会計年度	9,354,698	11,000	9,343,697	6,880	14	6,865	0.07
	当連結会計年度	9,748,325	41,001	9,707,324	18,260	1,213	17,047	0.17
うち預金	前連結会計年度	9,049,492	0	9,049,492	4,220	-	4,220	0.04
	当連結会計年度	9,330,582	1	9,330,581	12,039	-	12,039	0.12
うち譲渡性預金	前連結会計年度	117,300	-	117,300	21	-	21	0.01
	当連結会計年度	108,189	-	108,189	186	-	186	0.17
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	81,559	-	81,559	25	-	25	0.03
	当連結会計年度	205,688	-	205,688	586	-	586	0.28
うち売現先勘定	前連結会計年度	671	-	671	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	34,000	11,000	23,000	637	14	622	2.70
	当連結会計年度	56,618	41,000	15,618	1,479	1,213	265	1.70

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、証券関連業務収益を中心に前連結会計年度比 3 億95百万円増加して517億93百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比10億11百万円増加して86億83百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前連結会計年度比 6 億15百万円減少して431億10百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	51,392	7	2	51,398
	当連結会計年度	51,793	0	-	51,793
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	19,889	-	-	19,889
	当連結会計年度	18,462	-	-	18,462
うち為替業務	前連結会計年度	11,683	-	-	11,683
	当連結会計年度	11,531	-	-	11,531
うち証券関連業務	前連結会計年度	6,064	-	-	6,064
	当連結会計年度	8,956	-	-	8,956
うち代理業務	前連結会計年度	1,879	-	-	1,879
	当連結会計年度	1,441	-	-	1,441
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	1,865	-	-	1,865
	当連結会計年度	1,880	-	-	1,880
うち保証業務	前連結会計年度	3,729	-	-	3,729
	当連結会計年度	3,763	-	-	3,763
役務取引等費用	前連結会計年度	7,664	7	-	7,672
	当連結会計年度	8,679	4	-	8,683
うち為替業務	前連結会計年度	1,976	-	-	1,976
	当連結会計年度	1,955	-	-	1,955

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に前連結会計年度比4億99百万円増加して8億84百万円となりました。

一方、特定取引費用は、特定金融派生商品費用が前連結会計年度比36百万円増加して36百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、前連結会計年度比4億62百万円増加して8億47百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	385	-	-	385
	当連結会計年度	884	-	-	884
商品有価証券収益	前連結会計年度	243	-	-	243
	当連結会計年度	702	-	-	702
特定金融派生商品収益	前連結会計年度	127	-	-	127
	当連結会計年度	-	-	-	-
その他の特定取引収益	前連結会計年度	13	-	-	13
	当連結会計年度	182	-	-	182
特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	36	-	-	36
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	36	-	-	36

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度の特定取引資産は、その他の特定取引資産を中心に前連結会計年度比540億51百万円増加して824億37百万円となりました。

一方、特定取引負債は、特定金融派生商品を中心に前連結会計年度比24億55百万円減少して26億69百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	28,386	-	-	28,386
	当連結会計年度	82,437	-	-	82,437
商品有価証券	前連結会計年度	11,295	-	-	11,295
	当連結会計年度	18,848	-	-	18,848
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	17	-	-	17
	当連結会計年度	2	-	-	2
特定金融派生商品	前連結会計年度	5,073	-	-	5,073
	当連結会計年度	2,615	-	-	2,615
その他の特定取引資産	前連結会計年度	11,999	-	-	11,999
	当連結会計年度	60,969	-	-	60,969
特定取引負債	前連結会計年度	5,124	-	-	5,124
	当連結会計年度	2,669	-	-	2,669
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	13	-	-	13
	当連結会計年度	-	-	-	-
特定金融派生商品	前連結会計年度	5,110	-	-	5,110
	当連結会計年度	2,669	-	-	2,669

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	9,408,379	-	0	9,408,379
	当連結会計年度	9,797,331	-	3	9,797,327
流動性預金	前連結会計年度	6,190,766	-	-	6,190,766
	当連結会計年度	6,565,449	-	-	6,565,449
定期性預金	前連結会計年度	3,020,777	-	-	3,020,777
	当連結会計年度	3,097,321	-	-	3,097,321
その他	前連結会計年度	196,834	-	0	196,834
	当連結会計年度	134,560	-	3	134,556
譲渡性預金	前連結会計年度	41,661	-	-	41,661
	当連結会計年度	69,894	-	-	69,894
総合計	前連結会計年度	9,450,040	-	0	9,450,040
	当連結会計年度	9,867,225	-	3	9,867,222

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年 3月31日		平成19年 3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,125,307	100.00	8,115,015	100.00
製造業	839,434	10.33	914,756	11.27
農業	7,111	0.09	6,119	0.08
林業	84	0.00	27	0.00
漁業	6,449	0.08	6,006	0.07
鉱業	3,502	0.04	4,061	0.05
建設業	311,243	3.83	313,721	3.87
電気・ガス・熱供給・水道業	10,973	0.14	12,030	0.15
情報通信業	52,170	0.64	72,095	0.89
運輸業	358,218	4.41	344,039	4.24
卸売・小売業	651,926	8.02	676,525	8.34
金融・保険業	363,230	4.47	217,584	2.68
不動産業	1,037,251	12.77	1,107,946	13.65
各種サービス業	855,431	10.53	912,245	11.24
地方公共団体	91,807	1.13	80,292	0.99
その他	3,536,478	43.52	3,447,567	42.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	8,125,307	-	8,115,015	-

(注) 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成18年３月31日現在及び平成19年３月31日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	538,374	-	-	538,374
	当連結会計年度	770,116	-	-	770,116
地方債	前連結会計年度	79,127	-	-	79,127
	当連結会計年度	68,488	-	-	68,488
短期社債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
社債	前連結会計年度	376,115	-	-	376,115
	当連結会計年度	458,712	-	-	458,712
株式	前連結会計年度	293,269	-	-	293,269
	当連結会計年度	280,874	-	-	280,874
その他の証券	前連結会計年度	77,583	-	1,001	76,582
	当連結会計年度	93,083	-	1,000	92,083
合計	前連結会計年度	1,364,470	-	1,001	1,363,469
	当連結会計年度	1,671,276	-	1,000	1,670,276

(注) １．「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

２．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

３．「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 . 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	208,778	211,761	2,983
経費 (除く臨時処理分) ()	86,279	90,139	3,860
人件費 ()	30,015	32,736	2,721
物件費 ()	49,951	51,035	1,084
税金 ()	6,312	6,367	55
実質業務純益	122,498	121,622	876
一般貸倒引当金繰入額 ()	2,239	1,683	3,922
業務純益	124,738	119,938	4,800
うち債券関係損益	7,407	280	7,127
臨時損益	23,571	13,077	10,494
不良債権処理額 ()	22,085	17,709	4,376
貸出金償却 ()	16,873	16,001	872
個別貸倒引当金繰入額 ()	4,108	1,501	2,607
延滞債権等売却損 ()	1,068	147	921
その他 ()	34	59	25
株式関係損益	219	6,947	7,166
その他の臨時損益	1,266	2,315	1,049
経常利益	101,166	106,861	5,695
特別損益	3,237	2,076	1,161
固定資産処分損益	398	1,411	1,013
減損損失 ()	105	24	81
償却債権取立益	3,741	3,513	228
税引前当期純利益	104,404	108,938	4,534
法人税、住民税及び事業税 ()	21,578	38,482	16,904
法人税等調整額 ()	22,570	4,654	17,916
当期純利益	60,255	65,800	5,545
与信費用 ()	19,845	19,393	452
実質与信費用 ()	16,104	15,879	225

(注) 1 . 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2 . 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分)

3 . 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額

4 . 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 . 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 . 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

7 . 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

8 . 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額

9 . 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	25,536	28,303	2,767
退職給付費用	3,558	3,050	508
福利厚生費	285	326	41
減価償却費	8,732	9,247	515
土地建物機械賃借料	5,375	5,453	78
営繕費	404	412	8
消耗品費	1,191	1,279	88
給水光熱費	1,275	1,256	19
旅費	132	150	18
通信費	1,063	1,147	84
広告宣伝費	786	1,016	230
租税公課	6,312	6,367	55
その他	34,414	34,729	315
計	89,068	92,742	3,674

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.78	1.78	0.00
(イ) 貸出金利回	1.91	1.94	0.03
(ロ) 有価証券利回	1.24	1.02	0.22
(2) 資金調達原価	0.93	1.01	0.08
(イ) 預金等利回	0.01	0.09	0.08
(ロ) 外部負債利回	0.54	0.34	0.20
(3) 総資金利鞘 -	0.85	0.77	0.08

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	19.16	17.41	1.75
業務純益ベース	19.51	17.17	2.34
当期純利益ベース	9.42	9.42	0.00

4. 預金・貸出金の状況（単体）

（1）預金・貸出金の残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	9,435,603	9,827,028	391,425
預金（平残）	9,077,131	9,358,883	281,752
貸出金（未残）	8,124,729	8,114,450	10,279
貸出金（平残）	7,882,333	8,206,524	324,191

（2）預金者別預金残高（国内）

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	7,110,291	7,325,840	215,549
法人	1,786,781	1,908,690	121,909
公金	410,034	496,025	85,991
金融機関	127,321	96,471	30,850
合計	9,434,428	9,827,028	392,600

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

（3）消費者ローン残高

	前事業年度 （百万円）（A）	当事業年度 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
消費者ローン残高	3,329,085	3,442,358	113,273
住宅ローン残高	3,004,884	3,108,063	103,179
その他ローン残高	324,201	334,295	10,094

（4）中小企業等貸出金

		前事業年度 （A）	当事業年度 （B）	増減 （B） - （A）
中小企業等貸出金残高	百万円	6,401,851	6,627,181	225,330
総貸出金残高	百万円	8,124,729	8,114,450	10,279
中小企業等貸出金比率	/ %	78.79	81.67	2.88
中小企業等貸出先件数	件	386,998	379,201	7,797
総貸出先件数	件	387,930	380,184	7,746
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.76	99.74	0.02

（注）1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	7	150	8	89
信用状	278	2,566	241	3,449
保証	1,987	123,784	2,059	113,547
計	2,272	126,502	2,308	117,086

６．内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	61,822	59,187,289	62,901	61,529,616
	各地より受けた分	66,459	67,537,332	67,960	70,533,676
代金取立	各地へ向けた分	68	124,605	64	117,476
	各地より受けた分	112	231,620	104	228,594

７．外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	28,556	21,833
	買入為替	278	203
被仕向為替	支払為替	29,658	22,691
	取立為替	182	221
合計		58,675	44,950

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年3月31日 金額(百万円)	平成19年3月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,179	215,481
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	176,798	177,097
	利益剰余金	177,206	226,678
	自己株式()	471	205
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	9,288
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	0	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	44,379	44,936
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	587
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	822	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	8,815
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	27,965
	計 (A)	612,270	617,332
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000	40,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,863	24,451
	一般貸倒引当金	20,210	1
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	79,000	42,000
	うち永久劣後債務(注)2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	79,000	42,000
	計	124,073	66,452
	うち自己資本への算入額 (B)	124,073	66,452
控除項目	控除項目(注)4 (C)	1,430	39,177
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	734,913	644,608

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,408,367	5,147,076
	オフ・バランス取引等項目	267,935	195,563
	信用リスク・アセットの額（E）	6,676,302	5,342,640
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（F） （（G）／8％）	-	414,859
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	-	33,188
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額（H）	-	-
	計（E）＋（F）＋（H）（I）	6,676,302	5,757,499
連結自己資本比率（国内基準）＝D／I×100（％）		11.00	11.19
（参考）Tier 1比率＝A／I×100（％）		-	10.72

（注）１．告示第28条第２項（旧告示第23条第２項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

２．告示第29条第１項第３号（旧告示第24条第１項第３号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（１）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（２）一定の場合を除き、償還されないものであること

（３）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（４）利払い義務の延期が認められるものであること

３．告示第29条第１項第４号及び第５号（旧告示第24条第１項第４号及び第５号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４．告示第31条第１項第１号から第６号（旧告示第25条第１項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号（旧告示第25条第１項第２号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,179	215,481
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	176,795	177,097
	その他資本剰余金	3	-
	利益準備金	38,383	38,384
	任意積立金	119,691	-
	次期繰越利益	19,724	-
	その他利益剰余金	-	188,374
	その他	40,009	40,220
	自己株式（ ）	471	205
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	9,270
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	8,815
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	33,834
	計（A）	609,316	607,432
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）１	40,000	40,000

項目		平成18年 3月31日	平成19年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,863	24,451
	一般貸倒引当金	15,078	0
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	79,000	42,000
	うち永久劣後債務（注）2	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	79,000	42,000
	計	118,941	66,451
	うち自己資本への算入額（B）	118,941	66,451
控除項目	控除項目（注）4（C）	851	41,293
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	727,406	632,590
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,405,735	5,135,943
	オフ・バランス取引等項目	238,185	167,134
	信用リスク・アセットの額（E）	6,643,920	5,303,077
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	-	402,527
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	-	32,202
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額（H）	-	-
	計（E）＋（F）＋（H）（I）	6,643,920	5,705,604
単体自己資本比率（国内基準）＝D／I×100（％）		10.94	11.08
（参考）Tier 1 比率＝A／I×100（％）		-	10.64

（注）1．告示第40条第2項（旧告示第30条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第41条第1項第3号（旧告示第31条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第41条第1項第4号及び第5号（旧告示第31条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第43条第1項から第5号（旧告示第32条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	244	191
危険債権	1,422	1,326
要管理債権	483	537
正常債権	80,477	82,845

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

金融界におきましては、メガバンクのリテールマーケットへの積極攻勢に加え、規制緩和の進展や郵政民営化の動きなどにより、各金融機関が業態を超えてサービスの質を競い合う「大競争時代」を迎えております。さらに、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の活性化・金融の円滑化という役割を果たすことがいっそう求められております。

このような環境のなか、当行は平成19年4月に新中期経営計画「New Horizon」をスタートさせました。この計画では、お客さまのニーズに的確に応えるための「提携を活用した機能拡充」、高度なコンサルティング能力を持った行員を育成するための「人財投資の強化」、当行が選ばれる銀行になるための「横浜ブランドの確立」の3つを基本テーマとしております。これらのテーマに対し経営資源を重点的に配分することで、業態を超えた厳しい競争に打ち勝ち、長期的には「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」となることを目指してまいります。

(2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識の下、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的に行うことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

4【事業等のリスク】

当行又は当行グループ（以下、本項目においては「当行」と総称）の経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末（平成19年3月31日）現在において当行が判断したものです。

(1) 会社がとっている経営方針に係るもの

リージョナル・リテール分野への集中について

当行は、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人及び地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましては、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により当行の預金量並びに貸出金額及び不良債権額が変動し、当行の業績に影響を与える可能性があります。

中小企業等に対する貸出金について

当行は、地元の中小企業・個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により当行の業績に影響を与える可能性があります。

他の金融機関・他の業態との競合について

当行は、神奈川県及び東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が当行の営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

(2) 財政状態及び経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預貸金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況及び保有株式の価格動向などにより大きく変動いたします。

不良債権について

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、当行の不良債権残高及び不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格及び株価の変動、当行融資先の経営状況の変動などにより影響を受ける可能性があります。

また、予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合、又は、当行の自己査定結果と関係当局の検査・考査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要性が生じる可能性があります。

有価証券の評価損益について

当行は、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数の適正化を図ることにより、株価・金利変動リスクを管理してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、当行の業績及び自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を与える可能性があります。

デリバティブ取引について

当行は、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や当行の収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心がけておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先等への高い依存度に係るもの

当行は、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、当行の貸出ポートフォリオのなかで不動産業及び建設業に対する貸出金残高及び不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業及び建設業の経営環境が悪化した場合は、当行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

(4) 特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針及び金融政策などの変更により、影響を受ける可能性があります。自己資本比率規制について

当行は、国内基準を採用しており、4%以上の自己資本比率を維持することを要求されております。当行の自己資本比率は、現在のところこの最低基準を大幅に上回っておりますが、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減及びリスクアセットの変動などにより影響を受けます。

なお、パーゼルが適用される平成18年度末より、信用リスクについて「基礎的内部格付手法」、オペレーショナルリスクについて「粗利益配分手法」を採用して、リスクアセット及び自己資本比率を算出しております。税効果会計について

現時点の会計基準に基づき、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上しております。今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断される場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成17年12月に金融庁より大手行を対象とした自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に関する公示が公布されておりますが、現時点で地方銀行は対象外であります。仮に地方銀行が対象となっても、当行の現状に照らして影響はないと考えておりますが、その内容によっては当行の業績並びに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

(6) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

(7) その他

情報漏洩リスクについて

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報の取り扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。当行では、顧客に関するデータの漏洩、不正、悪用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万一そのようなことがおこった場合には、当行のレピュテーションリスクが顕在化し、お客さまの経済的・精神的損害に対する賠償など直接的な損害が発生する可能性があります。

コンプライアンスに係るリスクについて

当行では、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底を行っておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、当行では、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みを行っております。しかしながら、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、並びに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績又は財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他リスク

外部格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により当行の信用が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、当行の資金・資本調達及び業績に悪影響を与える可能性があります。

当行は、これらの他にも事務リスク、システムリスク、決済リスクなど様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制及び自然災害その他当行の支配の及ばない事態の発生により、当行の業績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

（財政状態）

資産、負債等の状況

預金は、当連結会計年度中に3,890億円増加しましたが、その要因は、主に個人預金（単体）が2,156億円増加したことによるものです。

貸出金は、当連結会計年度中に103億円減少しましたが、その要因は、主に中小企業向け貸出（単体）が1,121億円増加、個人向け貸出（単体）が1,133億円増加する一方、公的向け貸出等が大きく減少したことによるものです。

有価証券は、当連結会計年度中に3,068億円増加しましたが、その要因は、国債が2,318億円増加したことによるものです。

総資産は、当連結会計年度中に6,000億円増加し、当連結会計年度末残高は11兆4,021億円となりました。

○ 連結自己資本比率

	前連結会計年度末（％）	当連結会計年度末（％）
連結自己資本比率	11.00	11.19
T i e r 1 比率	9.17	10.72

（注）連結自己資本比率は、当連結会計年度末より、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、前連結会計年度末は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

（経営成績）

経常収益

資金運用収益は、住宅ローンや中小企業向け貸出の増加、貸出金利回りの上昇により、前連結会計年度に比べ108億円増加しました。

役務取引等収益は、企業取引においてシンジケート・ローン関連手数料が減少しましたが、個人のお客さまの多様な運用ニーズに応えるため引き続き投資型商品の販売に注力した結果、前連結会計年度に比べ4億円増加しました。

その他経常収益は、株式等売却益が前連結会計年度に比べ67億円増加したことにより、前連結会計年度に比べ59億円増加しました。

この結果、経常収益は、前連結会計年度に比べ147億円増加（+5.9%）しました。

経常費用

資金調達費用は、預金利息が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ102億円増加しました。

営業経費は、人件費（含む臨時退職給付）が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ38億円増加しました。

その他経常費用は、貸倒引当金繰入額が21億円増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ7億円増加しました。

この結果、経常費用は、前連結会計年度に比べ87億円増加（+6.0%）しました。

経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度に比べ61億円増加（+5.8%）し、1,088億円となりました。

特別損益及び当期純利益

特別利益は48億円となりましたが、このうち主なものは償却債権取立益47億円です。

特別損失は16億円となりましたが、このうち主なものは固定資産処分損15億円です。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ54億円増加（+8.9%）し、662億円となりました。

○ 損益の概要

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
連結粗利益	216,117	220,826	4,709
資金利益	166,459	167,069	610
役務取引等利益	43,725	43,110	615
特定取引利益	385	847	462
その他業務利益	5,547	9,798	4,251
営業経費()	90,791	94,587	3,796
与信費用()	24,552	25,087	535
貸出金償却()	20,394	19,777	617
個別貸倒引当金繰入額()	4,610	2,504	2,106
一般貸倒引当金繰入額()	1,663	2,580	4,243
その他()	1,211	224	987
株式等関係損益	368	7,419	7,051
持分法による投資損益	548	578	30
その他	1,078	339	1,417
経常利益	102,769	108,810	6,041
特別損益	4,379	3,298	1,081
税金等調整前当期純利益	107,148	112,109	4,961
法人税、住民税及び事業税()	22,246	39,686	17,440
法人税等調整額()	23,140	4,574	18,566
少数株主利益()	909	1,558	649
当期純利益	60,852	66,289	5,437
実質与信費用()	19,670	20,351	681

(注) 1. 「連結粗利益」は、(資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用) で算出しております。

2. 「実質与信費用」は、償却債権取立益を含んでおります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,860億円の収入となりましたが、その要因は、主に預金増加によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,705億円の支出となりましたが、その要因は、主に有価証券の取得によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、671億円の支出となりましたが、その要因は、主に劣後債の償還・劣後ローンの返済によるものです。

この結果、当連結会計年度末における、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ518億円減少し、2,046億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 銀行業

当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、お客さまの利便性向上及び業務の一層の効率化を図るための店舗新設、事務機器投資等を行いました。

この結果、当連結会計年度における当行の設備投資の総額は66億円となりました。

(2) その他

重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成19年3月31日現在)

	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	本店 他172店	神奈川県	店舗	75,722 (8,897)	50,750	12,036	3,568	66,355	3,080
	東京支店 他19店	東京都	店舗	1,934 (-)	3,247	2,282	482	6,012	331
	前橋支店 他 2 店	群馬県	店舗	1,653 (372)	94	82	19	196	24
	名古屋支店	愛知県	店舗	- (-)	-	23	6	30	9
	大阪支店	大阪府	店舗	- (-)	-	16	8	25	10
	事務 センター	神奈川県 横浜市	事務 センター	6,519 (-)	9,788	3,078	2,228	15,095	-
	藤沢寮、大和総 合グラウンド他	神奈川県	社宅・寮 厚生施設等	49,741 (728)	22,958	19,743	3,664	46,365	-

(2) その他

重要なものではありません。

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め4,524百万円であります。

2. 動産は、事務機械4,257百万円、その他5,720百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備377か所、海外駐在員事務所4か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	事業の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	銀行業	本店他	神奈川県横浜市他	車両	-	220
		東京本部他	東京都中央区他	ディーリング関係機器	-	174

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、お客さまの利便性向上、店舗の新規出店・リニューアル並びに業務効率化のための設備投資など総額97億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	-	改修 その他	銀行業	店舗等	3,154	-	自己資金	-	-
	本店他	-	更改 その他	銀行業	事務機械等	6,623	-	自己資金	-	-

(注) 1．上記設備計画の記載金額については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2．店舗等及び事務機械等における主なものは、平成20年3月までに設置する予定であります。

(2) 売却

重要な設備の売却予定はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成19年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成19年6月28日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,392,506,054	1,392,583,054	東京証券取引所 （市場第1部）	（注）1，2
計	1,392,506,054	1,392,583,054	-	-

（注）1．権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2．提出日現在発行数には、平成19年6月1日から報告書を提出する日までの旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（ストックオプション）並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	25,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	369	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成12年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	589,000	576,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	同左
新株予約権の行使期間	平成14年 6 月29日から 平成22年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成13年 6 月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	846,000	817,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 6 月28日から 平成23年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成14年 6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成19年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5月31日)
新株予約権の数(個)	1,116	1,105
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,116,000	1,105,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6月27日から 平成24年 6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成15年 6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成19年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5月31日)
新株予約権の数(個)	857	851
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	857,000	851,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6月27日から 平成25年 6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成16年 6 月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,025	2,007
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,025,000	2,007,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月26日から 平成26年 6 月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成17年 6 月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成19年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	4,379	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,379,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月1日～ 平成15年3月31日 (注)1	普通株式 20 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	3,700	184,803,295	3,680	146,281,456
平成15年9月1日 (注)2	普通株式 — 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	—	184,803,295	138,604	146,420,060
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注)3	普通株式 16,284 優先株式 —	普通株式 1,154,928 優先株式 200,000	3,419,937	188,223,233	3,419,917	149,839,978
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注)4	普通株式 265,048 優先株式 170,000	普通株式 1,419,977 優先株式 30,000	26,639,253	214,862,487	26,639,148	176,479,127
平成17年5月13日 (注)5	普通株式 8,000 優先株式 30,000	普通株式 1,411,977 優先株式 —	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年9月29日 (注)5	5,000	1,406,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成18年3月31日 (注)5	3,000	1,403,977	—	214,862,487	—	176,479,127
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)6	1,326	1,405,303	316,688	215,179,175	316,267	176,795,394
平成19年3月30日 (注)7	14,000	1,391,303	—	215,179,175	—	176,795,394
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注)6	1,203	1,392,506	302,357	215,481,532	302,088	177,097,482

- (注) 1. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)(以下、「新株引受権(ストックオプション)」という。)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
2. 当行が株式会社横浜ビジネスサービスを吸収合併したことによる資本準備金の増加であります。
3. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換及び新株引受権(ストックオプション)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
4. 旧商法に基づき発行した転換社債の転換、優先株式の普通株式への転換と消却、新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)(以下、「新株予約権(ストックオプション)」という。)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
5. 旧商法第212条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。
6. 新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当事業年度中の合計数・額であります。
7. 会社法第178条に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。
8. 当事業年度末日後、提出日の前月末(平成19年5月31日)までに、新株引受権(ストックオプション)の権利行使により株式数53千株、資本金13,376千円、資本準備金13,376千円、新株予約権(ストックオプション)の権利行使により株式数24千株、資本金6,930千円、資本準備金6,924千円が増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

平成29年9月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	174	51	2,185	543	5	32,482	35,440	—
所有株式数（単元）	—	509,171	23,903	232,986	493,182	27	127,791	1,387,060	5,446,054
所有株式数の割合（％）	—	36.70	1.72	16.80	35.56	0.00	9.22	100.00	—

（注）1．自己株式232,204株は「個人その他」に232単元、「単元未満株式の状況」に204株含まれております。なお、自己株式232,204株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は230,204株であります。

2．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、74単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	70,907	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	60,074	4.31
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行宛町証券決済業務室）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都中央区日本橋兜町6番7号）	52,483	3.76
明治安田生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 （東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	36,494	2.62
第一生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 （東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟）	36,494	2.62
みずほ信託 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟	36,494	2.62
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行宛町証券決済業務室）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都中央区日本橋兜町6番7号）	35,886	2.57
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,710	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,320	1.53
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行宛町証券決済業務室）	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND （東京都中央区日本橋兜町6番7号）	15,761	1.13
計	—	392,625	28.19

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230,000	-	株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,386,830,000	1,386,754	同上
単元未満株式	普通株式 5,446,054	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,392,506,054	-	-
総株主の議決権	-	1,386,754	-

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が74,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数74個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	230,000	-	230,000	0.01
計	-	230,000	-	230,000	0.01

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成11年6月25日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して付与することを、平成11年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成11年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：10 当行使用人で執行役員たる地位にある者：6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成11年7月21日（以下「権利付与日」という）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。

- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成12年6月28日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する者に対して付与することを、平成12年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成12年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事（部店長級）並びに連結子会社に出向している参与、副参与の資格を有する使用人：275
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成12年7月7日（以下「権利付与日」という）の前日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額といたしました。ただし、1円未満の端数は切り上げました。
- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- 1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成13年7月6日（以下「権利付与日」という）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

平成14年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成14年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 株当たりの払込金額は、平成14年 7 月 5 日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）が、新株予約権発行日の終値を下回ったため、当該終値といたしました。

- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第 1 項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成15年 6 月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年 6 月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年 6 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役： 8 使用人：186
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－

- 1 株当たりの払込金額は、平成15年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月25日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：280
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- 1 株当たりの払込金額は、平成16年7月6日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。
- 2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：7 使用人：455
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 1 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

1 1株当たりの払込金額は、平成17年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び旧商法第221条第6項に該当する普通株式の取得並びに会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成18年7月3日)での決議状況 (取得期間 平成18年7月4日～平成19年3月16日)	15,000,000	12,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	13,456,000	11,995,110,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,544,000	4,890,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	10.29	0.04
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	10.29	0.04

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	264,625	245,164,467
当期間における取得自己株式	24,433	21,970,666

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	14,000,000	12,494,273,400	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求)	13,348	12,006,415	2,548	2,302,581
保有自己株式数	230,204	-	252,089	-

(注) 単元未満株式の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当行は、株主の皆さまへの利益還元につきましては、重要な経営課題として位置づけており、平成17年3月期より業績連動型配当方式を導入しております。具体的には、業績にかかわらず安定的にお支払いする普通配当金に、一定水準の業績を達成することができた場合にその業績に連動する特別配当金を加えたものを各期の配当金としております。

また、今後も機動的に自社株取得を行っていく予定であり、配当金に自社株取得を含めた株主還元率（（配当金総額＋自社株取得総額）÷当期純利益）を高めてまいります。なお、株主還元をよりいっそう充実させるため、平成20年3月期より配当方針並びに株主還元率目標を以下のとおり変更いたします。

	平成19年3月期まで	平成20年3月期以降
普通配当金	業績にかかわらず1株当たり年7円をお支払いします	業績にかかわらず1株当たり年10円をお支払いします
特別配当金	年度の当期純利益が500億円を上回る場合にその超過額の30%を目途にお支払いします	年度の当期純利益が600億円を上回る場合にその超過額の35%を目途にお支払いします
株主還元率目標	30%以上とします	40%以上とします

なお、当行は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

(2) 当期の配当

当期の配当金につきましては、上記の平成19年3月期までの利益還元方針に基づき、普通配当金年7円に特別配当金年3円を加えた年10円（前期比1円の増配）とさせていただきます。なお、すでに中間配当金として普通配当金年7円の半分に当たる3円50銭をお支払いしておりますので、期末配当金は6円50銭とさせていただきます。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成18年11月20日 取締役会決議（中間配当）	4,895	3.50（うち普通配当金3.50）
平成19年5月18日 取締役会決議（期末配当）	9,049	6.50（うち普通配当金3.50）

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高（円）	555	639	702	1,032	1,036
最低（円）	345	361	529	572	722

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高（円）	950	923	946	1,018	1,036	979
最低（円）	892	798	865	907	927	845

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		平澤 貞昭	昭和7年4月7日生	昭和30年4月 大蔵省入省 平成元年6月 大蔵事務次官 平成2年6月 同退官 平成4年7月 国民金融公庫総裁 平成6年5月 同退任 平成6年6月 当行入行 同頭取 平成16年6月 取締役会長兼頭取 平成17年6月 取締役会長(代表取締役) 平成18年6月 取締役会長(現職)	平成19年6月 から1年	99
頭取 (代表取締役)		小川 是	昭和15年2月26日生	昭和37年4月 大蔵省入省 平成8年1月 大蔵事務次官 平成9年7月 同退官 平成13年6月 日本たばこ産業株式会社 代表取締役会長 平成16年6月 同取締役退任 平成17年6月 当行入行 同頭取(現職)	平成19年6月 から1年	50
副頭取 (代表取締役)		早川 洋	昭和22年4月29日生	昭和45年4月 当行入行 平成8年6月 総合企画部協会担当部長 平成9年6月 取締役総合企画部協会担当 部長 平成11年9月 取締役営業本部副本部長兼 事務局長 平成12年4月 取締役執行役員営業本部副 本部長 平成12年5月 取締役常務執行役員営業本 部副本部長 平成13年6月 常務執行役員営業本部副本 部長 平成14年4月 頭取室付(待命) 平成14年6月 常勤監査役 平成18年5月 退任 平成18年6月 副頭取(現職)	平成19年6月 から1年	38
代表取締役	ブランド戦 略本部長兼 営業戦略本 部長	大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 法人部長 平成13年4月 執行役員法人部長 平成13年7月 執行役員リテール企画部長 兼営業本部事務局長 平成14年4月 執行役員経営企画部長 平成14年6月 取締役経営企画部長 平成15年6月 代表取締役経営企画部長 平成17年6月 代表取締役 平成18年1月 代表取締役CS向上本部副 本部長兼営業推進本部副本 部長 平成18年4月 代表取締役CS向上本部長 兼営業戦略本部長 平成19年4月 代表取締役ブランド戦略本 部長兼営業戦略本部長(現 職)	平成19年6月 から1年	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	ブランド戦略本部副本部長	池田 鉄伸	昭和30年 1月30日生	昭和52年 4月 当行入行 平成15年 4月 相模原駅前支店長兼県北ブロック営業本部副本部長 平成16年 6月 執行役員相模原駅前支店長兼県北ブロック営業本部部長 平成17年 6月 執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部部長 平成19年 4月 執行役員ブランド戦略本部副本部長 平成19年 6月 代表取締役ブランド戦略本部副本部長(現職)	平成19年 6月 から 1年	7
取締役 常務執行役員	本店営業部長兼本店ブロック営業本部部長	三村 智之	昭和30年 3月 3日生	昭和52年 4月 当行入行 平成15年 2月 厚木支店長兼県央ブロック営業本部副本部長 平成16年 6月 執行役員厚木支店長兼県央ブロック営業本部部長 平成17年 6月 常務執行役員横浜駅前支店長兼横浜中ブロック営業本部部長 平成18年 4月 常務執行役員本店営業部長兼本店ブロック営業本部部長 平成18年 6月 取締役常務執行役員本店営業部長兼本店ブロック営業本部部長(現職)	平成19年 6月 から 1年	114
取締役 執行役員	経営企画部長	伊東 真幸	昭和30年 5月27日生	昭和53年 4月 当行入行 平成16年 6月 営業統括部長兼秘書室長兼経営企画部会議事務局長 平成16年 6月 執行役員営業統括部長 平成16年12月 執行役員営業統括部長兼CS向上本部副本部長 平成17年 2月 執行役員営業統括部長兼CS向上本部副本部長兼営業推進本部副本部長 平成17年 6月 執行役員経営企画部長 平成18年 6月 取締役執行役員経営企画部長(現職)	平成19年 6月 から 1年	10
取締役		太田 嘉雄	昭和27年 8月21日生	昭和50年 4月 当行入行 平成15年 6月 経営管理部長 平成15年 6月 取締役経営管理部長 平成16年 6月 代表取締役経営管理部長 平成17年 6月 代表取締役 平成18年 4月 代表取締役CS向上本部副本部長 平成19年 4月 取締役(現職)	平成19年 6月 から 1年	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		津村 和孝	昭和25年11月10日生	昭和48年4月 当行入行 平成11年4月 鶴見支店長 平成12年5月 執行役員鶴見支店長 平成13年4月 執行役員川崎支店長 平成14年4月 常務執行役員営業本部副本部長 平成15年2月 常務執行役員川崎・横浜北ブロック営業本部長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成15年4月 常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成16年6月 取締役常務執行役員本店営業部長兼横浜南ブロック営業本部長 平成18年4月 取締役 平成18年6月 常勤監査役(現職)	平成18年6月 から4年	104
常勤監査役		森 信一	昭和30年3月26日生	昭和53年4月 当行入行 平成18年8月 監査部長 平成19年6月 常勤監査役(現職)	平成19年6月 から4年	3
常勤監査役		小林 信介	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年5月 同審査役 平成2年11月 同長崎支店長 平成6年7月 同札幌支店長 平成8年9月 同検査役検査室長 平成10年6月 同退職 平成10年6月 株式会社大京常勤監査役 平成14年6月 同退任 平成14年6月 当行常勤監査役(現職)	平成17年6月 から4年	17
監査役		星野 正宏	昭和8年7月14日生	昭和32年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和59年6月 同取締役 平成3年6月 同常務取締役住宅営業本部長兼ビル営業本部長 平成5年6月 同専務取締役 平成6年7月 同専務取締役不動産営業本部長 平成7年1月 同代表取締役社長 平成13年1月 同代表取締役会長 平成16年6月 当行監査役(現職) 平成19年6月 相模鉄道株式会社取締役退任	平成16年6月 から4年	2
計						462

(注) 監査役小林信介及び星野正宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(参考)

1. 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
執行役員 （横浜駅前支店長兼横浜中ブロック営業本部長）	金子 隆一
執行役員 （東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長）	石井 允三幸
執行役員 （川崎支店長兼川崎・京浜ブロック営業本部長）	吉川 節
執行役員 （個人営業部長兼横浜北ブロック営業本部長）	下山 秀弥
執行役員 （厚木支店長兼県央ブロック営業本部長）	青井 俊夫
執行役員 （藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブロック営業本部長）	野口 隆
執行役員 （IT統括部長）	米田 誠一
執行役員 （横須賀支店長兼横浜南ブロック営業本部長兼横須賀ブロック営業本部長）	松田 尚
執行役員 （市場営業部長）	山田 健次
執行役員 （法人営業部長）	小松 俊二
執行役員 （相模原駅前支店長兼県北ブロック営業本部長）	菊池 潔

2. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役小林信介、星野正宏の補欠の社外監査役として、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 （千株）
滝本 豊水	昭和24年7月15日生	昭和47年4月 大蔵省入省 昭和63年6月 内閣法制局参事官 平成11年9月 大蔵省大臣官房審議官 平成12年6月 同退官 平成12年7月 弁護士登録 平成18年6月 当行補欠監査役	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、会社法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、執行役員制度を導入し、取締役とともに担当部門の業務について責任をもって行う体制としております。さらに、取締役会の活性化と経営環境変化へのより迅速な対応を実現するため、取締役の任期を1年としております。

(2) 会社の機関の内容

当行では、取締役会を頂点として、行内規程を厳格に運用しつつ、適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。

当行の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

A．取締役会

取締役会は、取締役7名（平成19年3月末現在）で構成され、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。取締役会は、原則毎月1回開催しております。

B．監査役・監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は、監査役4名、そのうち社外監査役2名（非常勤監査役を含む。平成19年3月末現在）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。

また、社外監査役を含めた監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、スタッフ1名を配置しております。監査役会は、原則毎月1回開催しております。

C．経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他行内規程に定めた経営上の重要事項の決定等を行っております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

D．経営諮問会議

経営諮問会議は、取締役会の諮問機関として社外の有識者を中心に構成され、外部からの客観的かつ幅広い視点で、経営戦略、役員の選任及び報酬に関する事項を含めた経営全般について助言・提言を行い、取締役会では、その助言・提言を十分に考慮して意思決定を行っております。経営諮問会議は、原則3か月に1回開催しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当行は、経営理念の下、ステークホルダーとの密接な連帯と融和により限りない発展を目指すにあたり、業務の適正を確保するための体制を、以下のとおり整備しております。

A．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会で、「コンプライアンス基本規程」のほか、「倫理綱領」、「役職員の行動基準」、「遵守すべき項目」等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護、個人情報保護等を含めた法令等遵守の徹底を行っております。

取締役会で、年度ごとにコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を制定しております。

コンプライアンスを統括する部署を設置し、同部署の部長がコンプライアンスオフィサーとして業務全般を統括しております。

コンプライアンス統括部署の担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、集約したコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、「コンプライアンス会議（経営会議）」では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定を行っております。

コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等がコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。

取締役会直属組織とし、執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理しております。また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会で「リスク管理の基本規程」を制定し、リスク種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めております。

取締役会及び経営会議等では、リスク種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。

内部監査部署は、リスク管理態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

業務の分掌及び職制、並びに職務の権限に関する規程の制定

代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置

取締役会による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定

取締役会及び経営会議における業績ほか主要事項の進捗管理

E．当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当行はグループ各社に取締役及び監査役を派遣し、当行及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。

グループ各社で経営目標を設定し、当行所管部署において経営目標の履行状況を定期的に検証し、達成度に応じた業績評価結果を還元しております。

当行の内部監査部署は、当行及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当行及びグループ各社の取締役及び監査役に報告しております。

F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助しております。

監査役は監査役室に属する職員の人事異動について、事前に報告を受け、協議を行っております。

G．取締役・使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

監査役会では、法律に定める事項のほか、必要に応じて取締役又は使用人から報告を受けております。

H．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当行が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換を行っております。

監査役は、その他取締役及び使用人とも定期的に会合をもつなど、監査環境の整備を行っております。

(4) リスク管理体制の整備の状況

近年、銀行が直面しているリスクは多様化、複雑化しており、経営の健全性の維持、向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、その高度化に努めております。具体的には、各リスクを個々に管理するだけでなく、計量化の可能なリスクを統合的に把握した上で、リスク・リターンを勘案し、体力の範囲内で適切に経営資源の配分を行っていく必要があるとの考え方にに基づき、統合的なリスク管理の実現に向けて、体制や規程などの整備を進めております。

A．統合リスク管理体制

当行では、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク統括部署及び信用リスクや市場・流動性リスクなどの各リスクの管理部門をそれぞれ定め、全体としてリスク管理を整合的に行う態勢とし、各部門において規程に基づいた適切なリスク管理を実施しております。

B．リスク管理関連会議

当行全体としての適切なリスク管理を行うため、「ALM会議」、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」を設置し、各リスクの管理方針に関する協議、リスクのモニタリングなどを行っております。「ALM会議」は原則毎月1回、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」は、原則3か月に1回開催しております。

また、大口与信を中心に個別の信用リスクに関する適切な判断を行うため、「投融資会議」を設置し、個別投融資案件の審査等を行っております。「投融資会議」は必要の都度、開催しております。

C．危機管理体制

災害時やシステムリスク等の各リスクの顕在化に伴う危機対応を適切に行うため、「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を策定するとともに、「危機管理委員会」を設置しております。リスクの顕在化による危機発生時には、「危機管理委員会」が必要に応じて各種の「緊急時対策本部」を設置し、対応する体制としております。

D．コンプライアンス態勢

当行では、法令等遵守に関する統括部署として、コンプライアンス統括部を設置するなど、順次組織・規程面での整備を実施し、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与、コンプライアンスチェックのよりいっそうの強化、管理体制面の整備及び営業店への指導を徹底し、さらなるコンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

今後とも金融機能を通して地域の経済・社会の健全な発展に資するという地域に根ざす金融機関としての公共的使命と社会的責任の重さに鑑み、「コンプライアンスが経営の最重要課題の一つである」と認識したうえで、法令等遵守の徹底とコンプライアンス態勢の整備に努めてまいります。

(5) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当行の内部監査は、監査部（平成19年3月末現在43名）により各営業店等及び本部部署ごとに行われており、その監査結果は、経営会議、取締役会、監査役会に報告されております。

監査役は取締役の職務執行を監査するとともに業務監査を実施しており、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

また、監査部と会計監査人は、定期的な意見交換の場をもち、相互連携を図っております。

当行は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約しており、平成19年3月期の当行監査業務を執行した公認会計士は、吉田 洋氏、松崎 雅則氏の2名であり、補助者としては公認会計士3名、会計士補3名、その他13名の合計21名で構成されておりました。

(6) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬等の総額は、254百万円、監査役に対する報酬等の総額は58百万円であります。なお、上記取締役に対する報酬等には、役員賞与金67百万円が、監査役に対する報酬等には、役員賞与金13百万円が含まれております。

(7) 監査報酬の内容

当行の監査法人トーマツに対する、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の総額は、45百万円であります。また、上記以外の報酬は22百万円であります。

(8) 当行と当行の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。

また、社外監査役 星野 正宏氏は相模鉄道株式会社の代表取締役であり（平成19年3月末現在）、当行は同社との間で経常的な金融取引を行っております。

(9) 責任限定契約の内容の概要

当行と社外監査役 星野 正宏氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(10) その他

当行は、平成17年6月28日開催の定時株主総会の決議により、取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

また、当行は、平成18年6月28日開催の定時株主総会の決議により、機動的かつ柔軟な利益還元をすることができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

第5【経理の状況】

1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）及び当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。

4．前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		305,844	2.83	383,330	3.36
コールローン及び買入手形		19,900	0.18	204,354	1.79
買入金銭債権		304,277	2.82	317,603	2.79
特定取引資産		28,386	0.26	82,437	0.72
有価証券	1,7,17	1,363,469	12.62	1,670,276	14.65
貸出金	2,3,4,5 6,7,8	8,125,307	75.22	8,115,015	71.17
外国為替	6	5,324	0.05	4,399	0.04
その他資産	7,9	172,023	1.59	87,671	0.77
動産不動産	7,10, 11,12	139,400	1.29	-	-
有形固定資産	11,12	-	-	132,125	1.16
建物		-		40,491	
土地	10	-		80,564	
建設仮勘定		-		839	
その他の有形固定資産		-		10,230	
無形固定資産		-	-	14,239	0.12
ソフトウェア		-		12,997	
のれん		-		587	
その他の無形固定資産		-		654	
繰延税金資産		5,597	0.05	5,592	0.05
連結調整勘定		822	0.01	-	-
支払承諾見返	17	394,032	3.65	441,010	3.87
貸倒引当金		62,194	0.57	55,876	0.49
資産の部合計		10,802,190	100.00	11,402,180	100.00

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,408,379	87.10	9,797,327	85.93
譲渡性預金		41,661	0.39	69,894	0.61
コールマネー及び売渡手形		293	0.00	132,391	1.16
特定取引負債		5,124	0.05	2,669	0.02
借入金	13	17,359	0.16	2,648	0.02
外国為替		99	0.00	36	0.00
社債	14	65,000	0.60	40,000	0.35
その他負債		115,037	1.06	125,580	1.10
役員賞与引当金		-	-	80	0.00
退職給付引当金		88	0.00	53	0.00
繰延税金負債		7,478	0.07	6,446	0.06
再評価に係る繰延税金負債	10	22,736	0.21	22,363	0.20
支払承諾	17	394,032	3.65	441,010	3.87
負債の部合計		10,077,290	93.29	10,640,503	93.32
(少数株主持分)					
少数株主持分		44,557	0.41	-	-
(資本の部)					
資本金	15	215,179	1.99	-	-
資本剰余金		176,798	1.64	-	-
利益剰余金		189,923	1.76	-	-
土地再評価差額金	10	32,516	0.30	-	-
その他有価証券評価差額金		66,396	0.61	-	-
為替換算調整勘定		0	0.00	-	-
自己株式	16	471	0.00	-	-
資本の部合計		680,342	6.30	-	-
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,802,190	100.00	-	-

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		-	-	215,481	1.89
資本剰余金		-	-	177,097	1.55
利益剰余金		-	-	226,678	1.99
自己株式		-	-	205	0.00
株主資本合計		-	-	619,052	5.43
その他有価証券評価差額金		-	-	65,457	0.57
繰延ヘッジ損益		-	-	8	0.00
土地再評価差額金	10	-	-	31,972	0.28
評価・換算差額等合計		-	-	97,437	0.85
少数株主持分		-	-	45,187	0.40
純資産の部合計		-	-	761,677	6.68
負債及び純資産の部合計		-	-	11,402,180	100.00

【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益	1	246,043	100.00	260,784	100.00
資金運用収益		173,324		184,117	
貸出金利息		151,048		160,238	
有価証券利息配当金		16,024		14,464	
コールローン利息及び買 入手形利息		712		1,730	
債券貸借取引受入利息		0		1	
預け金利息		752		2,022	
その他の受入利息		4,786		5,660	
役務取引等収益		51,398		51,793	
特定取引収益		385		884	
その他業務収益		15,257		12,487	
その他経常収益		5,678		11,501	
経常費用	2	143,274	58.23	151,973	58.28
資金調達費用		6,865		17,047	
預金利息		4,220		12,039	
譲渡性預金利息		21		186	
コールマネー利息及び売 渡手形利息		25		586	
売現先利息		0		-	
借入金利息		622		265	
社債利息		986		600	
その他の支払利息		989		3,368	
役務取引等費用		7,672		8,683	
特定取引費用		-		36	
その他業務費用		9,709		2,689	
営業経費		90,791		94,587	
その他経常費用		28,235		28,929	
貸倒引当金繰入額	3	2,947		5,084	
その他の経常費用		25,287		23,844	
経常利益		102,769	41.77	108,810	41.72
特別利益		4,937	2.01	4,899	1.88
動産不動産処分益		54		-	
固定資産処分益		-		164	
償却債権取立益		4,882		4,735	
特別損失		557	0.23	1,601	0.61
動産不動産処分損		452		-	
固定資産処分損		-		1,576	
減損損失		105		24	
税金等調整前当期純利益		107,148	43.55	112,109	42.99
法人税、住民税及び事業税		22,246	9.04	39,686	15.22
法人税等調整額		23,140	9.41	4,574	1.75
少数株主利益		909	0.37	1,558	0.60
当期純利益		60,852	24.73	66,289	25.42

【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		176,482
資本剰余金増加高		316
増資による新株の発行		316
自己株式処分差益		0
資本剰余金期末残高		176,798
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		170,107
利益剰余金増加高		60,852
当期純利益		60,852
利益剰余金減少高		41,037
配当金		11,994
役員賞与		49
自己株式消却額		28,525
土地再評価差額金の取崩 による減少高		467
利益剰余金期末残高		189,923

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,798	189,923	471	581,429
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	302	302			604
剰余金の配当(注)			12,643		12,643
剰余金の配当			4,895		4,895
役員賞与(注)			48		48
当期純利益			66,289		66,289
自己株式の取得				12,240	12,240
自己株式の処分		0		12	12
自己株式の消却		3	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取崩			544		544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	302	298	36,755	266	37,622
平成19年3月31日 残高 (百万円)	215,481	177,097	226,678	205	619,052

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	66,396	-	32,516	0	98,912	44,557	724,899
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							604
剰余金の配当(注)							12,643
剰余金の配当							4,895
役員賞与(注)							48
当期純利益							66,289
自己株式の取得							12,240
自己株式の処分							12
自己株式の消却							-
土地再評価差額金の取崩							544
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	939	8	544	0	1,475	630	845
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	939	8	544	0	1,475	630	36,777
平成19年3月31日 残高 (百万円)	65,457	8	31,972	-	97,437	45,187	761,677

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		107,148	112,109
減価償却費		8,745	9,322
減損損失		105	24
連結調整勘定償却額		234	-
のれん償却額		-	234
持分法による投資損益 ()		548	578
貸倒引当金の増加額		12,618	6,318
役員賞与引当金の増加額		-	80
退職給付引当金の増加額		14	34
資金運用収益		173,324	184,117
資金調達費用		6,865	17,047
有価証券関係損益 ()		7,098	9,161
為替差損益 ()		3,404	403
動産不動産処分損益 ()		398	-
固定資産処分損益 ()		-	1,412
特定取引資産の純増 () 減		22,538	54,050
特定取引負債の純増減 ()		2,958	2,454
貸出金の純増 () 減		335,244	10,291
預金の純増減 ()		151,301	388,948
譲渡性預金の純増減 ()		1,800	28,233
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減 ()		1,079	2,711
預け金(日銀預け金を除く)の純増 () 減		26,858	129,190
コールローン等の純増 () 減		39,958	197,592
コールマネー等の純増減 ()		167,892	132,097
外国為替(資産)の純増 () 減		937	924
外国為替(負債)の純増減 ()		39	62
資金運用による収入		175,141	180,644
資金調達による支出		7,448	13,532
その他		27,959	31,298
小計		311,010	312,461
法人税等の支払額		18,579	26,420
営業活動によるキャッシュ・フロー		329,590	286,041
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		1,140,998	1,267,945
有価証券の売却による収入		504,857	502,264
有価証券の償還による収入		694,997	508,630
動産不動産の取得による支出		4,864	-
有形固定資産の取得による支出		-	6,634
無形固定資産の取得による支出		-	6,926
動産不動産の売却による収入		1,684	-
その他		-	18
投資活動によるキャッシュ・フロー		55,675	270,592
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入金の返済による支出		15,000	12,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		21,000	25,000
株式の発行による収入		632	604
少数株主からの払込みによる収入		40,000	-
配当金支払額		11,994	17,538
少数株主への配当金支払額		5	1,001
自己株式の取得による支出		6,189	12,240
自己株式の売却による収入		8	12
財務活動によるキャッシュ・フロー		13,547	67,163
現金及び現金同等物に係る換算差額		34	10
現金及び現金同等物の増加額		287,497	51,704
現金及び現金同等物の期首残高		543,900	256,402
現金及び現金同等物の期末残高	1	256,402	204,697

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 10社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Finance Cayman Limitedは、清算により当連結会計年度より除外しております。 (2) 非連結子会社 5社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 浜銀ファイナンス株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 5社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。 なお、Hamagin Leasing (USA) Inc.は、清算により当連結会計年度より除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 9社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 9社 (2) 同左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の 評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除 く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 2年~60年 動産: 2年~20年 連結子会社の動産不動産については、主として定 率法を採用しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連 結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定 額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10 年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除 く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物: 2年~60年 動産: 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、主として 定率法を採用しております。 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却し ております。なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、当行及び連結子会社で定める利用可能期 間(主として5年)に基づいて償却しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基 準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生して いる債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」 という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが できる債権については、当該キャッシュ・フローを当 初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間におけ る貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し ております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営 業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定 結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付 債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額しており、そ の金額は 85,297百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過 去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てており ます。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基 準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生して いる債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権 及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という。)に係る債権については、以下のなお 書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」 という。)に係る債権については、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に 判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取り に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが できる債権については、当該キャッシュ・フローを当 初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との 差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間におけ る貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し ております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営 業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定 結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付 債権等については、債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額しており、そ の金額は 88,372百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過 去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てており ます。
	—————	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備える ため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結 会計年度に帰属する額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(2年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(9) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 421百万円、繰延ヘッジ利益は 106百万円であります。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 26百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は 0百万円(同前)であります。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(11) 消費税等の会計処理 同左

	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。	同左
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	同左	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。	同左
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。 同左	(役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は80百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は716,481百万円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。 (連結貸借対照表関係) (1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。 また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」として表示しております。 (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表示しております。 (5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」の「のれん」として表示しております。 (連結損益計算書関係) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。 (2) 「動産不動産処分損益()」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																		
1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,157百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,625百万円、延滞債権額は 158,544百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,809百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 211,357百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>467,356百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>353,958百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>43,312百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,436百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は 7,071百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,788,740百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,254,159百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	467,356百万円	貸出金	353,958百万円	担保資産に対応する債務		預金	43,312百万円	1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式 2,708百万円及び出資金 1,043百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,755百万円、延滞債権額は 143,098百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,877百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 48,418百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 203,150百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>744,344百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>37,621百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 118,796百万円及びその他資産 2百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,111百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,826,435百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,260,156百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	744,344百万円	担保資産に対応する債務		預金	37,621百万円
担保に供している資産																			
有価証券	467,356百万円																		
貸出金	353,958百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	43,312百万円																		
担保に供している資産																			
有価証券	744,344百万円																		
担保資産に対応する債務																			
預金	37,621百万円																		

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 129百万円であります。 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 103,406百万円 12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円) 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000百万円が含まれております。 14. 社債は、劣後特約付社債であります。 15. 当行の発行済株式の総数 普通株式 1,405,303千株 16. 連結会社が保有する当行の株式の数 普通株式 522千株 _____	_____ 10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 11. 有形固定資産の減価償却累計額 102,403百万円 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 3百万円) 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円が含まれております。 14. 社債は、劣後特約付社債であります。 _____ _____ 17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 243,713百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
_____ 2. その他の経常費用には、貸出金償却 20,394百万円及び株式等償却 825百万円を含んでおります。 3. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を減損損失に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。	1. その他経常収益には、株式等売却益 8,234百万円を含んでおります。 2. その他の経常費用には、貸出金償却 19,777百万円及び株式等償却 738百万円を含んでおります。 _____

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度増加 株式数 (千株)	当連結会計年度減少 株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	(注) 1、2
合計	1,405,303	1,203	14,000	1,392,506	
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注) 3
合計	522	13,720	14,013	230	

- (注) 1. 発行済株式総数の増加は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権(ストック・オプション)の権利行使及び平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による新株の発行によるものであります。
2. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。
3. 当連結会計年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付 13,456千株及び単元未満株式の買増請求 264千株によるものであります。また、当連結会計年度中の減少事由は、自己株式の消却 14,000千株及び単元未満株式の買増請求 13千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,643	9.0	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	4,895	3.5	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	9,049	利益剰余金	6.5	平成19年3月31日	平成19年6月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 305,844百万円 日本銀行以外への預け金 49,442百万円 現金及び現金同等物 256,402百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 383,330百万円 日本銀行以外への預け金 178,632百万円 現金及び現金同等物 204,697百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額				・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額			
	動産	その他	合計		動産	その他	合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)		(百万円)	(百万円)	(百万円)
取得価額相当額	296	76	372	取得価額相当額	312	45	357
減価償却累計額相当額	184	52	237	減価償却累計額相当額	156	30	187
年度末残高相当額	111	23	135	年度末残高相当額	155	14	169
・未経過リース料年度末残高相当額				・未経過リース料年度末残高相当額			
1年内	47百万円			1年内	57百万円		
1年超	88百万円			1年超	112百万円		
合計	135百万円			合計	170百万円		
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	74百万円			支払リース料	59百万円		
減価償却費相当額	65百万円			減価償却費相当額	52百万円		
支払利息相当額	8百万円			支払利息相当額	7百万円		
・減価償却費相当額の算定方法				・減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
・利息相当額の算定方法				・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。				同左			
なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。				同左			
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
・未経過リース料				・未経過リース料			
1年内	21百万円			1年内	22百万円		
1年超	48百万円			1年超	20百万円		
合計	69百万円			合計	43百万円		

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	23,295	135

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	17,936	17,724	212	20	233
地方債	24,869	24,319	550	8	558
社債	17,132	16,785	346	0	346
合計	59,939	58,829	1,109	28	1,138

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	152,065	275,422	123,357	127,327	3,969
債券	701,700	693,099	8,600	186	8,787
国債	527,628	520,437	7,190	56	7,247
地方債	54,658	54,257	400	50	451
社債	119,413	118,404	1,008	79	1,088
その他	321,866	318,832	3,033	1,487	4,521
合計	1,175,631	1,287,355	111,723	129,002	17,278

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、11百万円(うち、株式 11百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	399	400	0

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	544,783	3,036	5,704

6．時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年 3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 事業債	104,639
その他有価証券 事業債	135,939
信託受益権	51,893
非上場株式	15,688

7．保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 50百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年 3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	337,887	413,230	147,103	95,395
国債	244,142	156,067	83,875	54,289
地方債	28,486	13,409	30,233	6,997
社債	65,257	243,753	32,994	34,109
その他	13,425	55,588	590	304,571
合計	351,313	468,818	147,694	399,967

当連結会計年度

1．売買目的有価証券（平成19年 3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
売買目的有価証券	79,818	107

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年 3月31日現在）

	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	32,909	32,959	50	75	25
地方債	24,876	24,616	260	6	266
社債	13,547	13,422	125	-	125
合計	71,333	70,998	335	81	417

（注）1．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計 上額（百万円）	評価差額 （百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	154,650	266,061	111,410	115,987	4,577
債券	972,687	967,231	5,455	423	5,878
国債	741,837	737,207	4,629	157	4,787
地方債	43,774	43,612	162	59	221
社債	187,075	186,412	663	206	869
その他	333,650	332,598	1,051	1,828	2,880
合計	1,460,988	1,565,892	104,903	118,239	13,336

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、515百万円（うち、株式 515百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会
社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意
先以外の債務者であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	587	590	3

（売却の理由）社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	331,913	10,083	2,094

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 事業債	79,834
その他有価証券 事業債	178,918
信託受益権	67,493
非上場株式	12,104

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 600百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	487,198	568,643	142,426	99,049
国債	375,023	252,247	79,728	63,116
地方債	15,305	15,440	30,744	6,997
社債	96,868	300,955	31,953	28,935
その他	24,227	29,835	685	346,909
合計	511,425	598,479	143,112	445,959

（金銭の信託関係）

前連結会計年度末
該当事項はありません。

当連結会計年度末
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	111,724
その他有価証券	111,724
()繰延税金負債	45,397
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	66,327
()少数株主持分相当額	177
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	246
その他有価証券評価差額金	66,396

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	104,901
その他有価証券	104,901
()繰延税金負債	39,417
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	65,483
()少数株主持分相当額	250
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	223
その他有価証券評価差額金	65,457

(注) 時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び時価評価されていない有価証券に区分している投資事業組合の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取扱いはいより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理体制の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

なお、平成18年3月末における当行の与信相当額は、662億円であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行は、統合リスク管理の観点から、リスクの分散とリスクに見合ったリターンの確保を心掛け、グローバル・スタンダードに照らして十分な水準のリスク管理を目指しております。

デリバティブ取引の市場リスクと信用リスクは、統合リスク管理室が管理しております。統合リスク管理室は当行の市場リスク・信用リスクについての統合的な管理を目指しております。

当行では、統合リスク管理室の一部がミドルオフィスとしてフロントオフィス（実際に市場取引等を行う市場営業部）及びバックオフィス（後方事務を行う事務統括部 市場事務センター・証券管理センター）から独立した組織体制下で、日常的管理を行っております。

当行のデリバティブ取引の市場リスクは、金利・通貨・債券等の取引の市場リスクと合算して管理しております。半期ごとの経営会議において、銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で決定される取引あるいは商品ごとのポジション枠とウォーニングポイント（以降の操作方針を協議するポイント）を設定しております。ミドルオフィスは、ポジション枠等の遵守状況を日々管理するとともに、バリュアットリスク、ベシスポイントバリュアット等のリスク量の計測を行っております。また、当行の市場リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集するALM会議（毎月開催）に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、与信所管部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行全体の信用リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	2,489	-	1	1
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,049,135	1,645,181	14,508	15,546
	受取変動・支払固定	1,891,662	1,522,953	18,474	20,023
	受取変動・支払変動	100	100	1	1
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	117,363	92,647	1,034	1,170
	買建	4,520	1,800	21	21
	合計	-	-	2,955	5,671

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、業種別監査委員会報告第24号に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成18年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	通貨スワップ	383,895	313,710	820	820
	為替予約				
	売建	43,323	-	234	234
	買建	43,675	-	218	218
	通貨オプション				
	売建	20,764	8,997	299	238
	買建	19,568	8,997	299	127
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	803	915

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成18年 3 月31日現在）
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成18年 3 月31日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年超 のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物				
	売建	12,665	-	2	2
	買建	4,012	-	8	8
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	10	10

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成18年 3 月31日現在）
該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成18年 3 月31日現在）
該当事項はありません。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引の種類は、以下のとおりです。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針と利用目的

当行は、お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供するため、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理態勢の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取引組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下、「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりです。

- ・ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金
- ・ヘッジ手段：通貨スワップ、為替スワップ、金利スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の取り扱いにより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識のもと、リスク管理態勢の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

(4) 取引に係るリスク管理態勢

リスク管理については、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。

具体的には、「市場リスク管理基本規程」で全行的・統合的な観点から金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のリスクの所在や種類を認識することを規定し、リスクのコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの経営会議（役員等で構成）において、リスク量に対しては銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本額を、損益に対しては実際の損益が抵触した場合に以降の操作方針について経営に協議を行うウォーニングポイント（バンキング取引）を設定しております。また、一旦リスクを極小化して以降の操作方針について経営に協議を行うアラームポイント、及び直ちにリスクを削減して以後の取引を行わないロスカットポイント（トレーディング取引）も設定しております。

市場取引のリスク量の計測は、VaR（ヒストリカル法又は分散共分散法）、BPVなどにより計測をしております。

市場部門における相互牽制態勢を実現するため、フロントオフィス（市場営業部）・ミドルオフィス（統合リスク管理室）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に分離しております。ミドルオフィスは、市場リスクの管理部署として、日次でリスク量や損益の状況を直接、経営に報告しております。

また、当行の市場リスクの状況は、統合リスク管理室が毎月開催されるALM会議に報告しております。

当行のデリバティブ取引の信用リスクは、他のオフバランス取引やオンバランス取引の信用リスクと合算して管理しております。デリバティブ取引の信用リスクに係る決裁権限は、フロントオフィスから完全に独立しており、すべての与信判断は、与信所管部が行っております。デリバティブ取引に係る与信相当額については、ミドルオフィスが日次又は月次で計測、モニタリングしております。また、当行全体の信用リスクの状況は、統合リスク管理室がとりまとめ、頭取が召集する与信ポートフォリオ会議（四半期ごと開催）に報告しております。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,421,378	1,624,247	860	967
	受取変動・支払固定	2,493,727	1,615,747	3,815	4,236
	受取変動・支払変動	100	100	1	1
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	101,036	70,704	500	1,599
	買建	5,500	5,500	19	19
	合計	-	-	2,474	4,888

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの「時価」と「評価損益」との差額は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置を適用し、平成14年度まで実施していた「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益であります。

なお、当該繰延ヘッジ損益につきましては、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

4. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	293,070	250,896	1,382	1,382
	為替予約				
	売建	194,023	283	971	971
	買建	183,723	283	927	927
	通貨オプション				
	売建	25,707	20,362	590	518
	買建	26,685	20,362	592	270
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	1,340	1,586

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	8,585	-	0	0
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年3月31日現在）

該当事項はありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金制度の代行部分については、平成15年3月1日に将来分支給義務免除の認可を、平成16年9月1日に過去分支給義務免除の認可を、それぞれ厚生労働大臣より受け、企業年金基金制度へ移行しました。また、平成15年7月1日に退職給付制度の改定を行い、退職給付の算定方式にポイント制を導入するとともに、退職一時金制度の一部を前払い退職金制度及び確定拠出年金制度に、確定給付型の年金制度を「キャッシュバランス・プラン」(混合型年金)に移行し、平成18年10月1日には人事制度の一部見直しを行い、ポイントの付与方法を見直しております。

なお、当行は従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当行は退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社は退職一時金制度を設けており、うち1社は確定給付型の制度として適格退職年金制度を併設しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1, 2	(A)	74,417	73,882
年金資産	(B)	79,248	78,993
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	4,831	5,110
未認識数理計算上の差異	(D)	23,624	24,030
未認識過去勤務債務(債務の減額)(注)3	(E)	-	459
連結貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D)+(E)	28,456	28,681
前払年金費用	(G)	28,545	28,735
退職給付引当金	(F)-(G)	88	53

(注)1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 平成18年度における当行の人事制度の一部見直しにより、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 2		1,164	1,130
利息費用		1,458	1,480
期待運用収益		1,871	2,206
過去勤務債務の費用の減額処理額(注)3, 4		766	153
数理計算上の差異の費用処理額		3,194	2,408
その他(臨時に支払った割増退職金等)		416	419
退職給付費用		3,594	3,078

(注)1. 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

3. 前連結会計年度は、平成15年度における当行の退職給付制度の変更により発生した過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

4. 当連結会計年度は、「2. 退職給付債務に関する事項(注)3.」に記載の過去勤務債務(債務の減額)に係る費用の減額処理額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	2年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成11年 ストック・オプション	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行取締役 10名、当 行使用人で執行役員た る地位にある者 6名	当行取締役 8名、当 行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、 参与、副参与、参事 (部店長級)並びに連 結子会社に出向してい る参与、副参与の資格 を有する使用人 275名	当行取締役 8名、当 行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、 参与、副参与、参事並 びに連結子会社に出向 している参与、副参 与、参事の資格を有す る者のうち、連結子会 社の役付役員である使 用人 252名	当行取締役 8名、使 用人 180名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 310,000株	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株
付与日	平成11年7月21日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数(名)	当行取締役 8名、 使用人 186名	当行取締役 8名、 使用人 280名	当行取締役 7名、 使用人 455名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 1,407,000株	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株
付与日	平成15年7月7日	平成16年7月6日	平成17年7月7日
権利確定条件	被付与者が取締役又は 使用人の地位を失った 後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場 合には相続人が行使可 能。 その他の条件は当行と 被付与者との間で締結 する契約に定める。	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成19年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	68,000	879,000	1,192,000	1,253,000	1,083,000	2,186,000	4,379,000
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	43,000	290,000	346,000	137,000	226,000	161,000	-
失効	-	-	-	-	-	-	-
未行使残	25,000	589,000	846,000	1,116,000	857,000	2,025,000	4,379,000

単価情報

	平成11年 Stock・ オプション	平成12年 Stock・ オプション	平成13年 Stock・ オプション	平成14年 Stock・ オプション	平成15年 Stock・ オプション	平成16年 Stock・ オプション	平成17年 Stock・ オプション
権利行使価格（円）	369	498	502	520	437	624	648
行使時平均株価（円）	866	930	939	928	925	926	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	-	-	-	-	-	-

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>43,737百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,426百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12,554百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>61,719百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>7,620百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>54,098百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>45,397百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>7,433百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,148百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>55,979百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>1,880百万円</td></tr> </table> 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	貸倒引当金損金算入限度超過額	43,737百万円	有価証券償却	5,426百万円	その他	12,554百万円	繰延税金資産小計	61,719百万円	評価性引当額	7,620百万円	繰延税金資産合計	54,098百万円	その他有価証券評価差額金	45,397百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	その他	3,148百万円	繰延税金負債合計	55,979百万円	繰延税金負債の純額	1,880百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>37,975百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>5,463百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14,240百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>57,679百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>7,900百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>49,779百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>39,417百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>7,433百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,780百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>50,632百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>853百万円</td></tr> </table> 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	貸倒引当金損金算入限度超過額	37,975百万円	有価証券償却	5,463百万円	その他	14,240百万円	繰延税金資産小計	57,679百万円	評価性引当額	7,900百万円	繰延税金資産合計	49,779百万円	その他有価証券評価差額金	39,417百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	その他	3,780百万円	繰延税金負債合計	50,632百万円	繰延税金負債の純額	853百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	43,737百万円																																												
有価証券償却	5,426百万円																																												
その他	12,554百万円																																												
繰延税金資産小計	61,719百万円																																												
評価性引当額	7,620百万円																																												
繰延税金資産合計	54,098百万円																																												
その他有価証券評価差額金	45,397百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円																																												
その他	3,148百万円																																												
繰延税金負債合計	55,979百万円																																												
繰延税金負債の純額	1,880百万円																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	37,975百万円																																												
有価証券償却	5,463百万円																																												
その他	14,240百万円																																												
繰延税金資産小計	57,679百万円																																												
評価性引当額	7,900百万円																																												
繰延税金資産合計	49,779百万円																																												
その他有価証券評価差額金	39,417百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円																																												
その他	3,780百万円																																												
繰延税金負債合計	50,632百万円																																												
繰延税金負債の純額	853百万円																																												

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「銀行業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1 株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	484.27	514.61
1 株当たり当期純利益	円	43.18	47.41
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	43.08	47.28

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	60,852	66,289
普通株主に帰属しない金額	百万円	48	-
利益処分による役員賞与金	百万円	48	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	60,804	66,289
普通株式の期中平均株式数	千株	1,408,079	1,398,187
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,149	3,747
新株予約権	千株	2,205	2,913
新株引受権	千株	944	833
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成18年 3 月31日)	当連結会計年度末 (平成19年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	-	761,677
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-	45,187
少数株主持分	百万円	-	45,187
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	-	716,489
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	-	1,392,275

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第3回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	10,000	-	-	-	-
	第4回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 5月24日	5,000	-	-	-	-
	第5回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 6月27日	5,000	-	-	-	-
	第6回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成13年 9月13日	5,000	-	-	-	-
	第7回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成15年 8月28日	20,000	20,000	1.23	なし	平成25年 8月28日
	第8回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成16年 2月26日	20,000	20,000	1.35	なし	平成26年 2月26日
合計		-	65,000	40,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	17,359	2,648	1.83	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	17,359	2,648	1.83	平成19年4月～ 平成24年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	43	84	133	166	220

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		305,842	2.90	383,329	3.46
現金		148,150		146,018	
預け金		157,692		237,311	
コールローン		-	-	204,354	1.84
買入手形		19,900	0.19	-	-
買入金銭債権		304,277	2.89	317,603	2.87
特定取引資産		28,386	0.27	82,437	0.74
商品有価証券		11,295		18,848	
商品有価証券派生商品		17		2	
特定金融派生商品		5,073		2,615	
その他の特定取引資産		11,999		60,969	
有価証券	1, 7	1,362,042	12.93	1,668,026	15.05
国債		538,374		770,116	
地方債		79,127		68,488	
社債	15	376,033		458,673	
株式		291,194		277,889	
その他の証券		77,312		92,858	
貸出金	2,3,4, 5,7,8	8,124,729	77.11	8,114,450	73.24
割引手形	6	72,138		78,106	
手形貸付		534,615		542,961	
証書貸付		6,401,418		6,328,911	
当座貸越		1,116,556		1,164,470	
外国為替		5,324	0.05	4,399	0.04
外国他店預け		1,525		1,162	
買入外国為替	6	1,291		940	
取立外国為替		2,507		2,297	
その他資産		171,488	1.63	87,146	0.79
前払費用		29,918		30,143	
未収収益		12,469		16,943	
金融派生商品		20,919		19,271	
繰延ヘッジ損失	9	301		-	
その他の資産	7	107,879		20,788	
動産不動産	11,12	142,401	1.35	-	-
土地建物動産	10	135,108		-	
建設仮払金		228		-	
保証金権利金		7,064		-	
有形固定資産	11,12	-	-	135,117	1.22
建物		-		37,264	
土地	10	-		86,839	
建設仮勘定		-		839	
その他の有形固定資産		-		10,174	
無形固定資産		-	-	13,391	0.12
ソフトウェア		-		12,740	
その他の無形固定資産		-		651	
支払承諾見返	15	126,502	1.20	117,086	1.06
貸倒引当金		54,686	0.52	47,392	0.43
資産の部合計		10,536,209	100.00	11,079,951	100.00

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	7	9,435,603	89.55	9,827,028	88.69
当座預金		416,488		432,066	
普通預金		5,445,335		5,821,307	
貯蓄預金		289,366		274,514	
通知預金		65,329		66,176	
定期預金		3,022,247		3,098,403	
その他の預金		196,834		134,560	
譲渡性預金		41,661	0.40	69,894	0.63
コールマネー		293	0.00	132,391	1.20
特定取引負債		5,124	0.05	2,669	0.03
商品有価証券派生商品		13		-	
特定金融派生商品		5,110		2,669	
借入金	13	58,359	0.55	43,648	0.39
借入金		58,359		43,648	
外国為替		99	0.00	36	0.00
外国他店預り		10		1	
売渡外国為替		58		23	
未払外国為替		29		10	
社債	14	65,000	0.62	40,000	0.36
その他負債		92,807	0.88	102,173	0.92
未決済為替借		2,393		1,761	
未払法人税等		15,708		28,381	
未払費用		7,090		10,687	
前受収益		5,750		3,709	
先物取引差金勘定		3		4	
金融派生商品		17,973		16,086	
その他の負債		43,886		41,542	
役員賞与引当金		-	-	80	0.00
繰延税金負債		7,478	0.07	6,427	0.06
再評価に係る繰延税金負債	10	22,736	0.22	22,363	0.20
支払承諾	15	126,502	1.20	117,086	1.06
負債の部合計		9,855,664	93.54	10,363,799	93.54
(資本の部)					
資本金	16	215,179	2.04	-	-
資本剰余金		176,798	1.68	-	-
資本準備金		176,795		-	
その他資本剰余金		3		-	
自己株式処分差益		3		-	
利益剰余金	17	190,492	1.81	-	-
利益準備金		38,383		-	
任意積立金		91,691		-	
動産不動産圧縮積立金		1,457		-	
別途積立金		90,234		-	
当期末処分利益		60,417		-	
土地再評価差額金	10	32,516	0.31	-	-
その他有価証券評価差額金	17	66,030	0.63	-	-
自己株式	18	471	0.01	-	-
資本の部合計		680,544	6.46	-	-
負債及び資本の部合計		10,536,209	100.00	-	-

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金	19	-	-	215,481	1.94
資本剰余金		-	-	177,097	1.60
資本準備金		-	-	177,097	
利益剰余金		-	-	226,758	2.05
利益準備金		-	-	38,383	
その他利益剰余金		-	-	188,374	
固定資産圧縮積立金		-	-	1,370	
別途積立金		-	-	118,234	
繰越利益剰余金		-	-	68,770	
自己株式		-	-	205	0.00
株主資本合計	10	-	-	619,132	5.59
その他有価証券評価差額金		-	-	65,039	0.58
繰延ヘッジ損益		-	-	8	0.00
土地再評価差額金		-	-	31,972	0.29
評価・換算差額等合計		-	-	97,019	0.87
純資産の部合計		-	-	716,152	6.46
負債及び純資産の部合計		-	-	11,079,951	100.00

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		240,192	100.00	255,361	100.00
資金運用収益		173,130		184,027	
貸出金利息		150,897		160,185	
有価証券利息配当金		15,981		14,427	
コールローン利息		712		1,728	
債券貸借取引受入利息		0		1	
買入手形利息		0		1	
預け金利息		752		2,022	
その他の受入利息		4,786		5,660	
役務取引等収益		48,447		48,841	
受入為替手数料		11,683		11,531	
その他の役務収益		36,763		37,310	
特定取引収益		385		884	
商品有価証券収益		243		702	
特定金融派生商品収益		127		-	
その他の特定取引収益		13		182	
その他業務収益		13,742		10,744	
外国為替売買益		1,565		1,502	
国債等債券売却益		1,500		1,853	
国債等債券償還益		16		-	
金融派生商品収益		6,544		3,273	
その他の業務収益		4,115		4,115	
その他経常収益		4,485		10,862	
株式等売却益		666		7,660	
その他の経常収益		3,818		3,202	
経常費用		139,025	57.88	148,499	58.15
資金調達費用		6,875		18,280	
預金利息		4,222		12,058	
譲渡性預金利息		21		186	
コールマネー利息		24		586	
売現先利息		0		-	
売渡手形利息		0		0	
借入金利息		637		1,479	
社債利息		979		600	
金利スワップ支払利息		206		302	
その他の支払利息		783		3,065	
役務取引等費用		11,128		12,286	
支払為替手数料		1,976		1,955	
その他の役務費用		9,151		10,330	
特定取引費用		-		36	
特定金融派生商品費用		-		36	
その他業務費用		8,924		2,133	
国債等債券売却損		5,354		2,018	
国債等債券償還損		3,483		-	
国債等債券償却		86		114	
その他の業務費用		-		0	

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
営業経費	1	89,068	42.12	92,742	41.85
その他経常費用		23,028		23,020	
貸倒引当金繰入額		1,869	1.58	3,185	1.44
貸出金償却		16,873		16,001	
株式等売却損		195		6	
株式等償却		691		705	
その他の経常費用		3,398		3,121	
経常利益		101,166		106,861	
特別利益		3,795	0.23	3,678	0.63
動産不動産処分益		54		-	
固定資産処分益		-		164	
償却債権取立益		3,741	43.47	3,513	15.07
特別損失		557		1,601	
動産不動産処分損		452		-	
固定資産処分損		-		1,576	
減損損失		105		24	
税引前当期純利益		104,404	25.09	108,938	25.77
法人税、住民税及び事業税		21,578		38,482	
法人税等調整額		22,570		4,654	
当期純利益		60,255		65,800	
前期繰越利益		29,155		-	
土地再評価差額金取崩額		467	-	-	-
自己株式消却額		28,525		-	
当期末処分利益		60,417		-	

【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】
(利益処分計算書)

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
(当期末処分利益の処分)		
当期末処分利益		60,417
任意積立金取崩額		455
動産不動産圧縮積立金取崩額		455
計		60,872
利益処分額		40,692
利益準備金		0
配当金	(1株につき 9円00銭) (うち普通配当金7円00銭) (特別配当金2円00銭)	12,643
役員賞与金		48
取締役賞与金		37
監査役賞与金		11
任意積立金		28,000
別途積立金		28,000
次期繰越利益		20,180
(その他資本剰余金の処分)		
その他資本剰余金		3
その他資本剰余金次期繰越高		3

(株主資本等変動計算書)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	215,179	176,795	3	176,798	38,383	1,457	90,234	60,417	190,492	471	581,998
事業年度中の変動額											
新株の発行	302	302		302							604
剰余金の配当（注）								12,643	12,643		12,643
剰余金の配当								4,895	4,895		4,895
役員賞与（注）								48	48		48
利益準備金の積立（注）					0			0	-		-
利益準備金の積立					0			0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩（注）						455		455	-		-
固定資産圧縮積立金の積立						425		425	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						57		57	-		-
別途積立金の積立（注）							28,000	28,000	-		-
当期純利益								65,800	65,800		65,800
自己株式の取得										12,240	12,240
自己株式の処分			0	0						12	12
自己株式の消却			3	3				12,491	12,491	12,494	-
土地再評価差額金の取崩								544	544		544
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）											
事業年度中の変動額合計 （百万円）	302	302	3	298	0	86	28,000	8,352	36,266	266	37,133
平成19年3月31日 残高 （百万円）	215,481	177,097	-	177,097	38,383	1,370	118,234	68,770	226,758	205	619,132

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	66,030	-	32,516	98,546	680,544
事業年度中の変動額					
新株の発行					604
剰余金の配当(注)					12,643
剰余金の配当					4,895
役員賞与(注)					48
利益準備金の積立(注)					-
利益準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)					-
固定資産圧縮積立金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
別途積立金の積立(注)					-
当期純利益					65,800
自己株式の取得					12,240
自己株式の処分					12
自己株式の消却					-
土地再評価差額金の取崩					544
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	991	8	544	1,526	1,526
事業年度中の変動額合計(百万円)	991	8	544	1,526	35,607
平成19年3月31日 残高(百万円)	65,039	8	31,972	97,019	716,152

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 75,465百万円であります。	上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 78,438百万円であります。
	—————	(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 421百万円、繰延ヘッジ利益は 106百万円であります。	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から5年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。 なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 26百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 0百万円（同前）であります。

	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 上記(1)(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については個別ヘッジを適用しており、繰延ヘッジを行っております。	(2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は 105百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。 ----- -----	----- (役員賞与に関する会計基準) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第 4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は 80百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は 716,143百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
-----	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。 (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「固定資産圧縮積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2)「動産不動産圧縮積立金」は、「固定資産圧縮積立金」として表示しております。 (3)純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。 (5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」として表示しております。

注記事項
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 子会社の株式総額 1,282百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,427百万円、延滞債権額は 162,124百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4,377百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 44,001百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 213,931百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、73,429百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 467,356百万円 貸出金 353,958百万円 担保資産に対応する債務 預金 43,312百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 121,436百万円を差し入れております。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,793,320百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,258,739百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 431百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 129百万円であります。	1. 関係会社の株式及び出資額総額 5,591百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,729百万円、延滞債権額は 144,602百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 5,877百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 47,912百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 204,122百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、79,046百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 744,344百万円 担保資産に対応する債務 預金 37,621百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 118,796百万円及びその他の資産 2百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は 6,108百万円であります。 8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,830,569百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,264,290百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 -----

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,335百万円 11. 動産不動産の減価償却累計額 102,101百万円 12. 動産不動産の圧縮記帳額 113,120百万円 (当事業年度圧縮記帳額 - 百万円) 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。 14. 社債は、劣後特約付社債であります。 ----- 16. 会社が発行する株式の総数 普通株式 2,584,000千株 優先株式 200,000千株 ただし、当行の定款の定めるところにより、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとなっております。 発行済株式の総数 普通株式 1,405,303千株 17. 旧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことに より増加した純資産額は、69,818百万円であります。 18. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 522千株 -----	10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 40,525百万円 11. 有形固定資産の減価償却累計額 101,096百万円 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 113,105百万円 (当事業年度圧縮記帳額 3百万円) 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 43,000百万円が含まれております。 14. 社債は、劣後特約付社債であります。 15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 243,713百万円であります。 ----- ----- ----- 19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本金の額に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、0百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 神奈川県内の遊休資産1物件の土地建物について、地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 105百万円を「減損損失」に計上しております。 営業用資産については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業上の管理区分である「エリア」をグルーピングの単位としております。遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本店、事務集中センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。	-----

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	522	13,720	14,013	230	(注)
合計	522	13,720	14,013	230	

(注)当事業年度中の増加事由は、自己株式取得のための市場買付13,456千株及び単元未満株式の買取請求264千株によるものであります。また、当事業年度中の減少事由は、自己株式の消却14,000千株及び単元未満株式の買増請求13千株によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																				
1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>42百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>14百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>27百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>22百万円</td></tr> </table> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。 2.オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>21百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>48百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>69百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	42百万円	減価償却累計額相当額	14百万円	期末残高相当額	27百万円	1年内	5百万円	1年超	16百万円	合計	22百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	21百万円	1年超	48百万円	合計	69百万円	1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>動産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>114百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>97百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>19百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>72百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>92百万円</td></tr> </table> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>10百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 同左 2.オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>43百万円</td></tr> </table>		動産	取得価額相当額	114百万円	減価償却累計額相当額	17百万円	期末残高相当額	97百万円	1年内	19百万円	1年超	72百万円	合計	92百万円	支払リース料	10百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	22百万円	1年超	20百万円	合計	43百万円
	動産																																																				
取得価額相当額	42百万円																																																				
減価償却累計額相当額	14百万円																																																				
期末残高相当額	27百万円																																																				
1年内	5百万円																																																				
1年超	16百万円																																																				
合計	22百万円																																																				
支払リース料	5百万円																																																				
減価償却費相当額	5百万円																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																				
1年内	21百万円																																																				
1年超	48百万円																																																				
合計	69百万円																																																				
	動産																																																				
取得価額相当額	114百万円																																																				
減価償却累計額相当額	17百万円																																																				
期末残高相当額	97百万円																																																				
1年内	19百万円																																																				
1年超	72百万円																																																				
合計	92百万円																																																				
支払リース料	10百万円																																																				
減価償却費相当額	9百万円																																																				
支払利息相当額	1百万円																																																				
1年内	22百万円																																																				
1年超	20百万円																																																				
合計	43百万円																																																				

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	38,489百万円	貸倒引当金損金算入限度超過額	32,370百万円
有価証券償却	5,171百万円	有価証券償却	5,277百万円
その他	10,434百万円	その他	11,846百万円
繰延税金資産小計	54,096百万円	繰延税金資産小計	49,494百万円
評価性引当額	5,815百万円	評価性引当額	5,603百万円
繰延税金資産合計	48,280百万円	繰延税金資産合計	43,890百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	45,187百万円	その他有価証券評価差額金	39,104百万円
退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円	退職給付信託設定益益金不算入	7,433百万円
その他	3,136百万円	その他	3,780百万円
繰延税金負債合計	55,758百万円	繰延税金負債合計	50,318百万円
繰延税金負債の純額	7,478百万円	繰延税金負債の純額	6,427百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	484.41	514.37
1 株当たり当期純利益	円	42.75	47.06
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円	42.66	46.93

(注) 1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	60,255	65,800
普通株主に帰属しない金額	百万円	48	—
利益処分による役員賞与金	百万円	48	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	60,206	65,800
普通株式の期中平均株式数	千株	1,408,079	1,398,187
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	3,149	3,747
新株予約権	千株	2,205	2,913
新株引受権	千株	944	833
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当事項はありません。	同左

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	—	716,152
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	—	716,152
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数	千株	—	1,392,275

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残高 （百万円）
有形固定資産							
土地	87,744	-	905	86,839	-	-	86,839
建物	111,838	1,677	1,121	112,394	75,130	2,406	37,264
動産	37,243	4,311	5,788	35,767	25,789	2,911	9,977
建設仮勘定	228	1,423	812	839	-	-	839
その他の有形固定資産	383	15	24 (24)	373	176	-	196
有形固定資産計	237,438	7,428	8,652 (24)	236,214	101,096	5,317	135,117
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	24,907	12,166	3,921	12,740
施設利用権	-	-	-	481	432	8	48
その他の無形固定資産	-	-	-	630	28	-	602
無形固定資産計	-	-	-	26,019	12,627	3,929	13,391
その他	136	-	-	136	73	6	63

（注）１．当期減少欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

２．動産、その他の有形固定資産の２つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の有形固定資産」に計上しております。

３．施設利用権、その他の無形固定資産の２つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「その他の無形固定資産」に計上しております。

４．その他は、貸借対照表勘定科目上では「その他の資産」に計上しております。

５．「無形固定資産」の金額は資産の総額の１％以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	15,078	16,761	-	15,078	16,761
個別貸倒引当金	39,608	30,631	10,479	29,129	30,631
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
役員賞与引当金	-	80	-	-	80
計	54,686	47,473	10,479	44,207	47,473

（注）当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....洗替及び回収による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
未払法人税等	15,708	38,988	26,315	-	28,381
未払法人税等	12,398	31,219	20,955	-	22,662
未払事業税	3,309	7,769	5,360	-	5,719

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成19年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金 58,678百万円、他の銀行への預け金 177,800百万円その他であります。
その他の証券	外国証券 52,134百万円、投資信託受益証券 38,339百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用 28,735百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息 9,160百万円、有価証券利息配当金 3,698百万円その他であります。
その他の資産	仮払金 6,335百万円（現金自動設備の相互利用による現金自動引出しにかかる立替金等）、保証金 6,108百万円、預金保険機構金融安定化拠出基金への拠出金 3,664百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金 66,538百万円、外貨預金 65,276百万円その他であります。
未払費用	預金利息 5,105百万円、未払賞与 2,310百万円、未払経費 826百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息 3,040百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 36,558百万円（内国為替決済資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券、100,000株券及び 1単元の株式の数に満たない株式の数を表示した株券 100,000株券を超える株券につき、その必要株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 株券1枚につき210円（消費税込み）
株券喪失登録 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 株券喪失登録手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 喪失登録申請1件につき8,400円（消費税込み） 喪失登録株券1枚につき378円（消費税込み）
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取（買増）手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 当行所定の算式により1単元当たりの合計額を算定し、買取（買増） 単元未満株式の数で按分した額に、消費税相当額を加算した額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子 公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載し て行う。 公告掲載URL http://www.boy.co.jp/k_t/koukoku.htm
株主に対する特典	ありません

（注）当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4．その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当行に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第145期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日） | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 半期報告書
（第146期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日） | 平成18年12月19日
関東財務局長に提出 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年3月27日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書
平成18年3月29日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月29日
平成18年12月19日
平成19年3月27日
関東財務局長に提出 |
| (5) 自己株券買付状況報告書 | 平成18年4月3日
平成18年5月10日
平成18年6月2日
平成18年7月4日
平成18年8月14日
平成18年9月1日
平成18年10月3日
平成18年11月2日
平成18年12月12日
平成19年1月5日
平成19年2月5日
平成19年3月2日
平成19年4月3日
平成19年5月2日
平成19年6月4日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月28日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野 勝	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 洋	印
----------------	-------	------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。